九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

内子町・重岡薫五郎関係資料

小野, 翠
内子町 八日市・護国町並保存センター : 学芸員

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1957719

出版情報：法政研究. 85 (1), pp.251-307, 2018-07-13. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University
バージョン：
権利関係：

内子町・重岡薫五郎関係資料

小野　翠
七戸克彦

一　資料の概観
二　大阪法学舎・東京大学法学部・司法省法学校
三　エクス大学法学部
四　その他の資料
〈表1〉内子町蔵・重岡薫五郎関係資料目録
〈表2〉重岡薫五郎略年譜・資料目録対照

一　資料の概観

（一）　資料の由来

重岡薫五郎（しげおか・くんごろう〔こうごろう（こごろう）〕。1864［1865］-1906）[1]は、明治二〇～三〇年代の衆議院議員（立憲自由党・憲政党・立憲政友会）で、第一次大隈重信内閣（隈板内閣）の外務省通商局長、第四次伊藤博文内閣の文部省官房長を務めたほか、法典調査会の委員として現行民法典・商法典の起草に関わった人物であるが（後掲〈表2〉略年譜参照）、平成二七年一一月、薫五郎のご子孫より関係資料が郷里の愛媛県喜多郡内子町[2]に寄贈され、町では翌二八年四月二二日より五月一五日まで「明治の政治家・重岡薫五郎関係資料展」を開催した。[3]

本稿は、右展観に携わった内子町（八日町・護国町並保

黒田清輝画「重岡薫五郎肖像」（明治40年3月）
〈表1〉内子町蔵・重岡薫五郎関係資料目録190

存センター）学芸員の小野と、[4] かねてより重岡薫五郎ほか法典調査会の所属メンバーに関する調査・研究を行ってきた九州大学（大学院〔法学研究院〕）教授の七戸が、[5] 平成二九（二〇一七）年五月に実施した資料整理の結果をまとめた共同報告である。

なお、右の資料調査に際しては、松山大学法学部・古屋壮一教授のご助力を仰いだ。記して深甚の謝意を表する。

（二）　資料の内訳

ご子孫より内子町に寄贈された資料の総点数は、当初、硯箱や封筒に収められた書類・書簡等を一括して一点と数えたため、前記展観の際には約一五〇点と報告したが、今回の全点精査・確認の際に、改めて一点ごとに付番する作業を行った結果、今回作成した目録（後掲〈**表1**〉）掲載の資料の総数は、計二四六点となった。

その内訳は、時期的には、薫五郎が死去する明治三九年以前の一八六点と、死去後の六〇点に分かれる。

1　薫五郎生前の資料

薫五郎生前の資料の大半は、彼の修学時代（明治二四年以前）の①講義ノート・②書簡・③証明書・④写真であり、①講義ノート（五〇冊）は、大阪法学舎時代のノートが四冊（〈**表1**〉資料目録**1**〜**4**）、東京大学法学部・別課法学科時代のノート二〇冊（**5**〜**24**）、司法省法学校・速成科時代と覚しきノート二六冊（**25**〜**50**）からなる。一方、②書簡は、すべてフランス（エクス大学）留学時代に両親・義兄宛に書かれたもので（明治二〇〜二四年）全一〇一通、③証明書は、司法省法学校時代二点（**51**・**52**）・エクス大学時代三点（**98**・**102**・**113**）、④写真は、東京大学法学部・司法省法学校時代四点（**53**・**54**・**55**・**56**）、エクス大学時代二点（**57**・**87**）である。

その後の帰国から死去までの資料二四点は、①財産目録二点（**163**・**184**）、②法服・大礼服各一式（**164**〜**166**、**168**〜**173**）、③書簡――西園寺公望書簡一点（**167**）、宮中招待状九点（**174**〜**176**、**179**〜**183**、**185**）、④印刷物一点（**177**）、⑤写真一点（**178**）、⑥勲章一点（**186**）からなる。

2　薫五郎没後の資料

一方、没後資料の内訳は、①薫五郎の訃報を受けての悔状一通（**187**）、②旧蔵書寄贈に対する礼状一通（**188**）、③黒田清輝画の肖像画と遺族への贈呈関係文書三点（**189**・**190**・**191**）、④財産目録二点（**192**・**193**）のほか、薫五郎の三男・重岡忠三の資料――⑥忠三が父の五十回忌に上梓した『重岡薫五郎小伝』（**220**）[6] の出版関係資料（原稿・礼状等）五

一点（194～242）、⑦忠三が書写したと覚しき西園寺公望書簡の写し三通（243・244・245）、⑧薫五郎遺品の愛媛県郷土芸術館への出陳に対する愛媛県知事からの感謝状一通（246）である。

――以上の内訳から知られるように、今回ご子孫から寄贈いただいた資料の眼目は、全体の三分の二を占めている薫五郎の修学時代の資料（計一六二点）であり、中でもとりわけ大阪法学舎・東京大学法学部・司法省法学校時代の講義ノートと、エクス大学留学時代の書簡は、きわめて資料（史料）的な価値が高い。そこで、以下では、とくに右の二つの資料に焦点を当てて、その内容に立ち入って紹介することにしたい。

二　大阪法学舎・東京大学法学部・司法省法学校

重岡薫五郎が満六歳となった明治五年は学制頒布の年であり、翌六年には旧・内ノ子村（現・内子町）にも桜丘小学校が開校しているが、彼の受けた初等教育についての資料は発見されていない。[7]

また、明治九年一二歳の頃には、修学のため松山に出たとされるが、彼が通ったのが当時県下で唯一の中学校だった愛媛県変則中学（後の松山中学校・現在の松山東高等学校）かも不明（したがってまた同校を卒業したか中退したかも不明）である。[8]

（一）　大阪法学舎

薫五郎が法律学の道に進むのは、長男・淳一が誕生した明治一六年頃、重岡家に起きた訴訟事件で宇和島の裁判所に出向いたことがきっかけで、「この訴訟の後、しばらく宇和島にとゞまって法律を勉強し、それから松山に出で、更に大阪にそして後、東京に向った」とされているが、[9]このうち大阪での修学先は大阪法学舎である。

大阪法学舎に関しては、奥平昌洪『日本弁護士史』に左記のような説明があるが、[10]薫五郎は、おそらく松山始審裁判所の宇和島支庁および本庁の司法官から個人的に法律学を学んだ後、その者の紹介で、河津祐之・渋川忠二郎ら大阪在勤の司法官が教鞭を執る大阪法学舎に転じたのであろう。

〔渋川〕忠二郎同庁〔大阪上等裁判所〕に在りて訴訟事件を査閲し裁判事務を輔佐したるが同年〔明治一四年〕同庁検事長河津祐之・判事小村寿太郎・同近藤巨摩・同藤井三郎・同斉藤金作と謀り大阪法学舎といふを東区平野町二丁目に設け後進を

誘掖す後西区江戸堀上通一丁目に徒れり生徒には奥繁三郎・前田藤吉郎・重岡薫五郎・竹上正之助・尾崎保・左近司六蔵・山口房五郎・佐伯明道・角谷格次郎・住田脩吉・片寄伴之助等ありき

大阪法学舎の講義内容に関しては、これまでまったく知られてこなかったが、薫五郎筆記の渋川忠二郎・井上操・河津祐之・三和親本の講義ノート（資料目録**1**〜**2**・**3**・**4**。講義時期に関しては、明治一六年九月一七日から、翌一七年五月二五日までの記載がある）により、その一端は明らかになった。

後年、薫五郎が、明治二六年八月より関西法律学校（井上操ら大阪在勤の司法官が中心となって明治一九年に開校した法律学校。現在の関西大学）教授に就任したのも、大阪法学舎以来の縁故が関係しているものと推測される。

（二）　東京大学法学部別課法学科

薫五郎が法律学の学習を開始した明治一六年には、東京大学法学部に別課法学科が新設された。

同科設置の発端は、同年五月一五日に法学部七教官（井原師義・穂積陳重・栗塚省吾・木下広次・菊池武夫・宮崎道三郎・土方寧）から文部卿に提出された建議書（「東京大学法学部内ニ別課設立ノ儀ニ付建議」）に始まり、翌六月二三日には加藤弘之東京大学総理からも重ねて文部省に上申が行われた結果、七月五日文部省は設置を許可、九月に第一回生三一名の入学に至ったものである。[11]

一方、同科設置の趣旨につき、『東京大学法理文三学部一覧』は、次のように述べている。[12]

蓋シ法学本科ハ其業高尚ナルヲ以テ多士ヲ得ルニ難シ因テ即今世ノ急需ニ慮センカ為メ較々簡易ノ教則ニ拠リテ法学者ヲ育成スルヲ本旨トシ乃チ其課程ヲ三周年ト定メ尚卒業ノ上在学シテ研究セントスル者ハ之ヲ特等科トナシ更ニ一年間其高等ノ業ヲ修メシムルモノトス

裁判所の全国的な拡充による司法官の急激な需要増加に応えるため、仏法系の司法省法学校では、すでに明治一〇年より、修学期間八年の正則科とは別に、修学期間二年の速成科を開設していた。[13] 英法派の牙城である東京大学法学部も、右に対抗する格好で、司法官の短期養成コースを新設したのである。そのカリキュラムは以下の通り。[14]

第一年……法学通論（通年・毎週四時間）、民法（通年・毎週三時間）、契約法（通年・毎週四時間）、私犯法（二学期・毎週三時間）

第二年……民法、刑法、治罪法、証拠法、商法
第三年……民法、商法、海上法、証拠法、訴訟演習
第四年（特等科）……国法学、行政法、国際法（公法・私法）、古代法律、法理学

その後、同年末（一二月二八日）には「別課法学科規則」が制定される。[15]

1　明治一七年

重岡薫五郎が別課法学科に入学するのは翌明治一七年七月五日、同期（第二回生）の入学者総数は五四名である。上記「別課法学科規則」によれば、入学資格要件は次のようなものであったから、当時二〇歳の薫五郎は、すでに入学段階で語学（英語か仏語と思われる）の素養をある程度身につけていたと考えられる。

〔別課法学科規則〕
第三条　当科ニ入ルヘキ者ハ年齢十八年以上トス
第四条　当科ニ入ルヘキ者ハ天然痘又ハ種痘ヲ了ヘ身体壮健ニシテ且ツ左ノ試業ニ合格スル者ニ限ル
但シ洋語ヲ缺カサル高等中学科卒業ノ者ハ試業ヲ要セス其洋語ヲ缺キタル者及初頭中学科卒業ノ者ハ洋文ノミノ試業ヲナス
一　漢文　史記白文訓点　論語弁書
一　洋文　英仏独語ノ内一語ノ訳読
一　算術　分数比例

一方、別課法学科の講義内容に関しては、これまでまったく知られてこなかったが、薫五郎関係資料には、彼の一年次の履修科目である法学通論・民法・契約法・私犯法（不法行為法）の四科目すべての講義ノートが残っている（穂積陳重の法学通論講義につき資料目録**5**・**6**、富井政章の民法講義につき**7**、土方寧の契約法講義につき**8**・**9**、同じく土方寧の私犯法講義につき**10**）。

なお、同年一一月二四日には、加藤弘之総理より、別課法学科の卒業生についても、本科の卒業生と同様、無試験で代言人資格を授与せられたき旨が文部卿に上申されているが、[16]しかし、後述するように、明治一九年、別課法学科第一回生・第二回生は、三年次・二年次在学中に司法省法学校の速成科に移管・編入されてしまう。

2　明治一八年

別課法学科の処遇に変化が生ずるのは明治一八年のことで、同年四月六日、加藤弘之総理は、「大学本然ノ事業ヲ拡充整備」するため、別課法学科を、別課医学科・製薬学科・古典講習科とともに廃止したき旨を文部卿に上申し、その結果、第三回生以降の新規生徒募集は停止される。[17]

（1）　東京大学法学部系（英法系）講義

一方、在学生（第一回生・第二回生）に関しても、同年六月二九日、それまで三年（＋特等科一年）とされていた修業年限を、四年に変更したき旨が加藤総理より文部卿に上申され、七月六日裁可を得る。変更後のカリキュラムは次のごとくである。[18]

第一年……従前之通

第二年……民法、商法、刑法、治罪法、羅馬法律、理財学、擬律及擬判

第三年……民法、商法、海上法、証拠法、行政法、訴訟法、擬律及擬判

第四年……民法、商法、訴訟演習、憲法、国際法（公法・私法）、法理学

だが、薫五郎のノートは、右のカリキュラムに対応しておらず、一年次の二学期（明治一八年一月八日～三月三一日）には、二年次の配当科目であるはずの治罪法を受講している（資料目録**14**）。初回講義日につき一月二〇日の記載がある刑法（資料目録**11**）も、同様に、明治一八年の一年次二学期の開講であろう。

また、明治一八年九月、二年次に進級した彼は、翌一九年四月別課法学科が司法省法学校に移管・編入されるまでの間に、上記カリキュラムの二年次配当科目である商法（土方寧・岡村輝彦。資料目録**15**・**16**）、羅馬法律（江木衷。資料目録**17**）、理財学（和田垣謙三。資料目録**18**・**19**）のほか、三年次配当科目の行政法（担当者不明。資料目録**20**～**23**）や、四年次配当科目の憲法（穂積八束。資料目録**24**）を受講している。上記カリキュラムは、別課法学科の移管が決まった段階で、前倒しで実施されたようにも見える。あるいは法学部本科の講義の聴講が認められたものか。

（2）　司法省法学校系（仏法系）講義

その一方で、薫五郎は、別課法学科が司法省法学校に移管・編入される以前より、井上正一の仏国商法（手形法）講義を受講している（資料目録**27**）。この講義ノートは、明治一九年二月二三日の第三八回講義から始まっているから、講義は、前年（明治一八年）より開始されていたと考えられる。

ところで、司法省法学校（正則科・速成科）のうち正則科は、明治一七年一二月一二日に文部省に移管され、名称も「東京法学校」に改められた後、明治一八年九月二八日に東京大学法学部に吸収合併された。[19]その際、アペールら正則科の担当教員も、司法省から文部省（東京大学）に配置換えとなり、東京大学の従来の法学部は第一科、旧東京

法学校は第二科と称して、それぞれ別個の授業を行ったのであるが、薫五郎ら別課法学科の生徒たちは、合併により法学部第二科の教員となった旧正則科・東京法学校の講師の講義を受講した可能性がある（後述）。

なお、明治一八年一二月、文学部に配置されていた政治学科が法学部に移置され、これに伴い「法学部」の名称も「法政学部」に変更されたので、以後、翌明治一九年司法省法学校に移管されるまでの薫五郎の所属は、東京大学「法政学部」別課法学科であった。[20]

（三）　司法省法学校速成科

明治一七年に司法省法学校の正則科が文部省に移管した結果、司法省法学校は速成科のみとなった。このとき在籍していた速成科の生徒は、明治一六年入学の第三期生であったが、明治一八年中頃から第三期生を最後に速成科を廃止する話が浮上するようになり、実際、彼らの卒業を最後に、司法省法学校は、その歴史に幕を下ろすこととなる。

1　明治一九年

東京大学法学部における別課法学科廃止の方針も、司法省法学校における速成科廃止の方針と連動していたようであり、明治一九年三月二日勅令第三号「帝国大学令」の施行（四月一日）を機に、別課法学科生徒は、司法省法学校速成科に移管・編入された。[21]なお、同年四月一日現在の別課法学科の生徒数は、明治一六年入学の第一期生（三年生）二四名、薫五郎ら明治一七年入学の第二期生（二年生）三六名の総数六〇名であったが、『司法沿革誌』によれば、司法省法学校速成科に移管された生徒数は四七名とされているから、このとき一三名が移管を選ばず退学したと考えられている。[22]

なお、同年五月四日には、速成科生徒のうち二級以上の者および旧別課法学科生徒のうち三年生（第一期生）については、同年一一月に実施される第二回判事登用試験の受験が許可されたが、[23]旧別課法学科二年生（第二期生）であった薫五郎の受験は、翌明治二〇年のこととなる。

一方、薫五郎が司法省法学校時代に受講した課目で目を惹くのは、旧民法の草案に関する講義である（資料目録**33**～**43**）。財産編の講義担当者ははっきりしないが、[24]財産取得編・売買の講義を担当したのは、正則科の移管に伴い文部省・東京大学（明治一九年四月一日より帝国大学）に配置換えとなっていたアペール、一方、翌明治二〇年一月より、ボアソナード（本稿では薫五郎の用いる表記に従い「ボアソナード」と記載する）が証拠編の講義を行ってい

ることには驚く。旧民法の草案のうち、明治一九年三月三一日に民法編纂局が内閣に提出した草案は、財産編と、財産取得編のうち第一部のみであり、ボアソナードが証拠編の草案を起草するのは、司法省法律取調委員会時代の明治二一年九月二〇日以降とされていたからである。[25]

以上のごとく、司法省法学校時代はもとより、大阪法学舎時代・東京大学法学部（法政学部）別課法学科時代を含めて、薫五郎の講義ノートは、現在発見されている同種の資料の中で、質・量ともに圧倒的であるうえ、保存状態の良さに関しても、他に類を見ない。

2　明治二〇年

第三回判事登用試験は、明治二〇年一〇月に実施されたが、これに先立ち、司法省は、同年一月と六月に臨時の判事登用試験を行った。このうちの一月の臨時試験は、すでに司法省法学校速成科を卒業して判事補・検事補・書記等に任官していた者が対象である。これに対して、六月の臨時判事登用試験は、薫五郎ら現在在学中の速成生徒を対象とするもので、六月一日～四日の筆記試験の合格者に対して、七月一日～一一日に口述試験が行われ、翌一二日、七七名の者に対して判事登用試験及第証書が授与された。[26]この臨時試験に落第した者も、一〇月実施の第三回判事登用試験を受験する機会があったが、薫五郎は首尾よく六～七月の臨時試験に及第している（資料目録**51**）。

その後、同年九月に速成生徒の授業はすべて終了して試験が実施され、翌一〇月六日、薫五郎ら一五一名の生徒に卒業証書が授与された（資料目録**52**）。[27]

なお、同年一二月一三日、司法省法学校の速成科の卒業生に対しても、東京大学法学部・帝国大学法科大学の卒業生（すなわち法学士）と同じく、無試験で代言人（弁護士）免許を授与する旨が認められた。[28]後に、薫五郎が、明治二六年八月に大阪で弁護士事務を開始するのも、この資格に基づくものである。しかし、当時の薫五郎は、司法官にも代言人にも関心はなかった。この時期の彼の野心は、法学博士になることに向けられていたのである。

三　エクス大学法学部

博士の肩書に対する薫五郎の強い思い入れへは、かなり早い段階から存在しており、すでに大阪法学舎時代の井上操の講義ノート（資料目録**3**）の表紙にも、「将来博士重岡薫五郎」とある。「将来博士」の文字は、別課法学科時代の土方寧の講義ノート（資料目録**15**）にも認められる

が、日本において博士の制度が整えられるのは、薫五郎が司法省法学校を卒業する年である明治二〇年五月二〇日勅令第一三号「学位令」によってであり、わが国初の博士号の授与は、翌二一年五月七日のことであるから、薫五郎が一〇代の頃から憧れていた博士というのは、欧米の大学に在籍して博士論文を書き上げた者を意味した。どのようなきっかけで、彼がこのような夢を抱くようになったのか、その背景事情については調べきれていない。

（一）　留学の算段

これに対して、『重岡薫五郎小伝』は、薫五郎にフランス留学の意志が発生したのは、別課法学科が司法省法学校に移管される前後のこととする。[29] また、同書は続けて、「重岡さんのえらいところは、このフランス行の決意を、官費留学ならいざ知らず、……実行にまでうつした」ところにあるとするが、驚嘆すべきはむしろ、息子の四年もの長きに及ぶ私費留学を支えることができた実家――内子の呉服商兼雑貨商――の経済力である。

もっとも、留学期間四年で博士号を取得するのは、驚異的なスピードであり、薫五郎の司法省法学校時代の師・井上正一は学位取得まで六年の歳月を費やし（明治八年官費留学、一二年パリ大学で法学士取得の後、ディジョン大学に転じ、明治一四年日本人として初めてフランスで法学博士を取得）、別課法学科時代の師・富井政章も同じく六年の月日を費やしている（明治一〇年フランスの実業家エミール・ギメの援助を受けてリヨン大学に私費留学、明治一六年学位取得）。四年で学位を取得したのは、不世出の大天才・梅謙次郎（明治一八年官費でリヨン大学に留学、明治二二年に博士号取得）くらいのものである。

ただし、薫五郎の短期での学位取得には、一つの作戦が存在していた。それは留学先として名門パリ大学やリヨン大学を選ばず、南仏プロヴァンスの小規模校エクス大学を選択したことである。

なお、エクスは、画家セザンヌの生まれ故郷で（そのため、エクス大学の名称は、その後ポール・セザンヌ大学（エクス・マルセイユ第三大学）になった）、薫五郎が留学した頃、画家はパリから郷里に戻って制作を続けていたから（名作「カード遊びをする人々」は、この頃に描かれた）、薫五郎と画家は同時期に同じ町の空気を吸っていたことになるが（薫五郎二三～二七歳に対して、画家は四八～五二歳）、当時まだ無名であった画家について、薫五郎の手紙は何も伝えてはいない。

（二）　フランス留学時代の手紙

以下、薫五郎が両親（父・嘉平、母・エイ）と義兄（加藤孫三郎）に宛てた手紙から、留学時代の彼の足跡をたどることにしよう。

1　明治二〇年

司法省法学校卒業の五日前である明治二〇年一〇月一日に判事試補の辞令が下り、松山始審裁判所詰を命ぜられた薫五郎は、卒業の翌日である同月七日に職を辞している（資料目録**59**）。

『重岡薫五郎小伝』では、卒業の翌日、帰郷した際にようやく両親から洋行の許可が下りたストーリーになっているが、[30]内子への帰省は卒業以前のことであったようである。旅券の手配や船の確保、受入大学との交渉等を考えた場合、留学中の仕送りに関しても、相当程度以前から両親との間で話がまとまっていたと考えるのが自然である。

薫五郎が留学先から両親と家督相続人である義兄に宛てて非常に頻繁に手紙を送っているのも、私費留学の資金援助を受けていることからすれば当然の対応であろう。

（1）　洋行

薫五郎が留学の途につくのは明治二〇年一〇月一二日、乗船したのは横浜出航のフランス船アナジール号で、同船者には、薫五郎と同じくエクス大学で法学を学ぶ元老院議長・大木喬任の長男・逸太郎もおり、そのため、薫五郎は洋行直前、東京で、大木喬任宅に招待されている。このほか、薫五郎は、同じく東京にて、大洲藩最後の藩主（第一三代）加藤泰秋（子爵）邸にも招かれ、金一封を授けられている（資料目録**60**）。

（2）　デュリー

出航後は香港、サイゴンを経て一一月二日にアデン港に至り、一一月二〇日マルセイユ港に到着した薫五郎は、同船者の大木逸太郎とともに、同地に居を構えていたレオン・デュリーの許に身を寄せている（資料目録**61**）。

レオン・フランソワ・パンクラス・デュリー（Léon François Pancrace Dury：1822–1891）は、一八二二年五月一二日ブーシュ・デュ・ローヌ県ランベスクに生まれた。[31]ランベスクは、エクスから二〇キロ、マルセイユから四〇キロほど離れた、人口三五〇〇人ほどの小さな村である。地元の学校からマルセイユの大学で医学を学んだ彼は、一八六一（文久元）年徳川幕府が函館に計画した病院の医師として日本に派遣されるが、病院建設の計画が頓挫したため、フランス副領事の職を与えられて長崎のフランス副領

事館に着任、副領事のかたわら仏語教育にも従事。維新後の一八七二（明治五）年京都府の仏学校教師に招聘され、富井政章・高木豊三らを指導、一八七五（明治八）年東京開成学校教授、一八七六（明治九）年東京外国語学校教授に転じた後、一八七七（明治一〇）年京都府派遣留学生八名を引率してフランスに帰国した。その後も彼は、日本からの留学生を熱心に世話し、日本政府はその功を讃えて一八八五（明治一八）年勲四等旭日小綬章を贈っていた。

なお、薫五郎の来着した一八八七（明治二〇）年以降についても触れておくと、翌一八八八（明治二一）年日本政府はデュリーをマルセイユの日本領事館の名誉領事に任命しているが（任命の祝宴には薫五郎らも参集している。資料目録**74**）、この名誉職もまた、親日家の彼に、フランスの玄関港マルセイユにおける日本人の世話役を期待してのことであろう。薫五郎の日本帰国直後の一八九一（明治二四）年一〇月二四日に死去。行年六九歳。死去の三日前には、職場で死にたいと言って聞かず、家族はついに折れて日本領事館まで彼を連れて行ったという。

（3）エクス大学入学

さて、エクス大学の学長に面会した薫五郎は、無試験で直ちに大学入学を許可される。梅謙次郎でもリヨン大学への正式入学には半年を要しており、エクス大学にあっても外国人留学生を直ちに正規入学させることはしていなかったから、この処遇は実に異例である。『重岡薫五郎小伝』によれば、「無試験だったのは判事登用試験に合格してゐたゝめだったと云う」が、[32] このほかにも、ボアソナードの書いたエクス大学学長宛の推薦状を持参していたことが（資料目録**60**）大きかったのだろう。ボアソナードという人は、なかなかに頑迷で偏屈な老人なのであるが、なぜか薫五郎に対しては、後にも博士号取得を強く勧め、学資援助を申し出るなど（資料目録**132**）、デュリーに負けず劣らず非常に親切である。

一方、宿舎は、カトリック系の神学校の寄宿舎であったが、この寄宿舎もまた、本来なら外国人の入舎が容易に認められない場所である。だが、こちらについても、薫五郎は、日本出立時にフランス人の神父に紹介状をもらっていたので入舎が許されたという（資料目録**62**）。このように、薫五郎のフランス留学は、周到綿密な手はずを整えたうえで実行に移されたのである。

このほか、薫五郎の手紙は、当時エクスに二名の日本人が留学していたことを伝えている。一人は元老院議官・鶴田晧（なお、薫五郎は「靏田明」と表記している）の長

男・乙丑[33]、もう一人は薫五郎と旧知の司法省法学校正則科第三期生・生原盛之[34]である（資料目録61）。鶴田がフランスに渡ったのは二年前の一八八五（明治一八）年三月、生原の渡航も同年中のことだったようだが、おそらく薫五郎は、少なくとも旧知の間柄である生原とは事前に連絡を取って、情報を収集していたであろう。

なお、右の二人のほか、当時エクス大学に留学していた日本人には、神藤才一（しんどう・さいいち。1857-1934）がいた（資料目録72。薫五郎より一年前の一八八六（明治一九）年に渡仏。後述）。

2　明治二一年

フランスに渡ってからの薫五郎の書簡は、異国の文化に触れた驚きや喜びに満ち満ちている。現地の料理も非常に好みにあったようで、渡仏後の健康状態が非常に良好であり、日本での修学中には月四～五回病気休養していたが、留学後は一度もないと書き送っている（資料目録63）。

（1）　パリ大学・リヨン大学への転学計画

滞在費用については、エクスはフランス国内でも物価の安い場所であり、滞在している宿舎も安価であることを強調しているが、しかし、大学入学料、試験料、月謝に加え、さらにフランス語教師、法律学の教師を雇うと月五〇円余かかることを伝える（資料目録67）。その一方で、薫五郎は、パリやリヨンに移って勉学する場合には別途費用が必要となる旨も記しており（資料目録69）、どうやらこの時期、薫五郎は、名門パリ大学かリヨン大学への移籍を考えていたらしい。

（2）　実家の家業・郷里の製蠟業への言及

なお、内子の重岡家から薫五郎に宛てた手紙は発見されていないが、実家からは家業のことについて再三問い合わせがあったようで、薫五郎は「むやみに新規事業に手出しすることなく堅実な商売を続けるように」と繰り返し説いている（資料目録70・116・117・127）。

このほか、薫五郎は、同郷の商人たちとも連絡を取り合っていたようであり、当時の内子の特産品であった和紙や木蠟について、フランス人の生活様式や需要などを伝え、海外輸出に関する助言をしていたことが、両親宛の手紙からも窺われる（資料目録69・80）。なお、内子の木蠟は、この時期に海外需要が増加して町の繁栄に繋がるのであるが、薫五郎が伝える欧州の情報もまた、内子の製蠟業の飛躍をもたらした一つの要因だったのかもしれない。

3　明治二二年

一八八九（明治二二）年は、二月一一日に大日本帝国憲

法が公布された年である。

（1） 衆議院議員への関心

薫五郎の関心は、翌明治二三年に行われる第一回衆議院議員総選挙への出馬に向けられている。だが、問題は、被選挙権の年齢が二五歳以上になるか、三〇歳以上になるかであった。薫五郎は、二五歳以上になると踏んで、すでに明治二一年一二月末の書簡（資料目録**83**）で、戸籍記載の生年月日の訂正（ありていに言えば改竄）を模索しているが、この行動は、薫五郎の生年月日を確定するうえで重要な情報となる。すなわち、彼の行動は、明治二三（一八九〇）年の総選挙の段階で二五歳に届かないことを意味するから、各種資料の中で正しいのは、薫五郎自身がエクス大学に申告した一八六五年一〇月二日ということになる。

その後、薫五郎は、帝国憲法公布後の明治二二年三月九日付書簡（資料目録**88**）でも、留学中に戸籍の年齢訂正を終え、年内に大学を卒業して帰国する心づもりを伝えている。しかし、これは、海外在住の身の情報不足がもたらした皮算用にすぎなかった。帝国憲法と同日公布の衆議院議員選挙法八条は、被選挙権年齢を三〇歳と規定していたからである（資料目録**89**・**90**）。ともあれ、薫五郎の国政への関心（と明治二五年第二回総選挙で用いた年齢詐称の発想）は、すでにこの段階から芽生えていたことが知られる。

（2） 学業

明治二二年一月二四日の書簡（資料目録**84**）によれば、エクス在住の日本人留学生のうち、神藤才一は、陸軍学校入学を希望するも許可が下りず（そのため彼はリヨン大学法学部に転じて明治二八年に法学博士を取得した）[35]、鶴田皓の長男・乙丑は、大学入学に三年半を費やしたものの、学業が進まず帰国を思案中（結局明治二五年帰国）[36]、薫五郎と旧知の生原盛之も、卒業の目途が立たないまま三年分の留学費が底をつき、官費留学生採用を嘆願するデュリーの外務大臣（大隈重信）宛書簡（一八八八（明治二一）年一〇月五日付）[37]も効なく、明治二一年末に帰国、薫五郎と同船で渡仏した大木喬任の長男・逸太郎も、語学が上達せず勉強が進まない中、病を得て、明治二一年一〇月に帰国の途についた（その後、大木は、翌明治二二年六月四日結核のため死去した）[38]。

以上に対して、ひとり薫五郎は学業順調で、学生設立の研究会で二回にわたって日本の婚姻や習俗、文化等の事情についての演説を行い、非常に好評だったこと、この演説内容がパリの雑誌に掲載されたことを書き送っている（資料目録**89**・**91**・**94**）。さらに、七月にはバシュリエ・アン・

ドロワ（法学士）の学位を取得（資料目録99。なお、学位証書の交付日は九月二二日。資料目録102）、大学で年一回行われる学術コンクールに提出した論文が二等になり、現地の新聞に掲載されるなど（資料目録99）、フランス人学生をも凌駕する実力を発揮している。

（3）　ボアソナード

明治二二年はまた、一月に元老院に下付されたボアソナード起草の旧民法に対して（翌明治二三年四月二一日公布）、英法派の本丸である学士会（旧東京大学・帝国大学出身者の団体）が五月の春季総会で「法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見」を決議し、法典論争の口火を切った年でもあったが、一方、ボアソナードは、民法草案の条文・注釈の起草を終えて、四月フランス一時帰国の途についていた。

ボアソナードがマルセイユに到着したのは六月九日で、薫五郎は、恩師の出迎えに参じている（資料目録95）。ボアソナードの一時帰国の目的の一つは、長らくアグレジェ（教授資格者）の職位を維持したままになっていたパリ大学法学部との関係の清算にあり、辞表を提出した彼に対して、パリ大学側は八月一四日付で名誉教授の称号を授与したのであるが、[39] 薫五郎の書簡によれば、このときボアソナードは、ドイツ・フランスへの留学生や、視察目的の日本人商人ら総勢一五名を同伴していたという。

なお、薫五郎は、一〇月にも、再び日本に戻る恩師と面会の予定を組んでいる（資料目録105）。

（4）　パリ万博

一八八九（明治二二）年はまた、フランス革命一〇〇周年を記念して、パリで第四回万国博覧会が開催された年でもある。この時建設されたエッフェル塔に、梅謙次郎（この年法学博士号を取得）が階段を徒歩で登ったのは有名な話であるが、薫五郎も九月に万博見物で一〇日ほどパリに滞在している（資料目録102）。

4　明治二三年

翌一八九〇（明治二三）一月二二日、薫五郎は、リサンシエ・アン・ドロワ（法学修士）の学位を取得した（資料目録114）。

（1）　博士試験受験のための留学期間延長

薫五郎は、前年の七月に学部を修了したばかりであるから、修士課程を冬学期一学期だけで修了したことになる。これは異例の早さであり、しかも優秀な成績で及第していることから、大学の教師や日本公使・領事等の要人は、薫五郎に博士試験の受験を強く勧め、薫五郎自身も、郷里の両親宛に、「法学博士となるのは国の名誉でもある。将来

は一身一家一国の幸福を計らんと希望しており、留学期間の延長を認めて欲しい」との手紙を何通も書き送っている（資料目録123・124・125・131）。

なお、留学期間延長に伴う費用については、司法省のほか、ボアソナードも援助の申出を行っており（資料目録133）、周囲が薫五郎に寄せる期待が、非常に大きなものであったことが知られる。

また、この年の六月、薫五郎は、モンペリエ大学の六〇〇年祭にエクス大学の総代として参加して大観衆を前に演説を行い、翌日にはフランス大統領・カルノーに謁見、握手の栄誉に浴したばかりか、夕食に招かれるという厚遇を受けている（資料目録126）。

（2） 衆議院議員への関心

その一方で、薫五郎は、この年の七月に行われる日本の第一回衆議院議員選挙にも強い関心を寄せており、地元・喜多郡選出議員の様子を尋ねるとともに、選挙期間中の新聞を送ってくれるよう依頼している（資料目録124）。このほか、フランスや日本の政治や社会情勢に関しては、留学当初と変わらず非常に詳細な記述を行っており、博士号を取得して日本に帰国した後、衆議院議員として国政に打って出る心づもりは、この頃には完全に固まっていたものと思われる。

5 明治二四年

フランス渡航から五年目を迎えた一八九一（明治二四）年は、薫五郎帰国の年である。

（1） 博士試験の受験

薫五郎は、前年五月に博士の第一回試験を受験していた（資料目録123）。当初の予定では、第一回試験を早々に受験し、最難関である第二回試験を一一月に受ける予定だったが、第二回試験の受験は年明けの一月二一日までずれ込んだ（手紙には優等の成績で合格した旨が記されている。資料目録146）。その後、五月二二日の第三回試験も最優等の成績で合格し（資料目録153）、『重岡薫五郎小伝』の伝えるところによれば、「八月二日、民法とローマ法と、各一編の論文を提出し、大学からドクトール・アン・ドロア（法学博士）の称号を与えられた」[40]とされる。

だが、この記述には、いささか疑問を覚える。まず、論文の数であるが、当時の法律学の博士論文は、ローマ法・古法と、フランス現行法の二編構成であったから、提出された学位論文は一本と勘定すべきである。しかし、この点は本質的な問題ではない。問題は、論文を提出しただけでは博士号は授与されず、口頭試問（soutenance）に合格

しなければ法学博士を名乗れない点である。そして、薫五郎の書簡を読む限りでは、彼が口頭試問を受けたのかどうかが、はっきりしないのである。

（2）　父・嘉平の死と帰国

明治二四年五月の第三回試験受験時期の手紙によれば、薫五郎は、七月には博士号を取得し、その後欧州各国を見聞して、九月か一〇月に帰国する予定だったようである（資料目録152・153・154・155）。だが、上記のように、博士論文の提出は予定より一か月遅れの八月になり、そのため、口頭試問を受けるためには、一一月まで待たなければならなくなった。

そして、このような状況にあった薫五郎の許に、七月一七日差出の電信にて、父・嘉平重病のため急ぎ帰国せよとの母・エイからの急報が届く（資料目録157）。前後の書簡の文面から推測するに、父は六月頃から体調を崩していたようである。八月の学位論文提出後の手紙（資料目録158～161）からは、一一月一日開催の口頭試問を受けずに帰国すれば悔いが残るとの思いと、父を案ずる気持ちとの間で揺れ動く、薫五郎の苦悩と煩悶が伝わってくる。

その後、八月一五日に父重篤の報を受けた薫五郎は、直近の二三日出港のアメリカ回りの船便を手配し、神戸港到着は九月三〇日から一〇月一二日の間になるので、それまでの父の看病を頼むとの書簡を送っているが（資料目録162）、この書簡で、薫五郎は、博士号の取得については、本来ならあと三か月かかるところを、特別に免状を許されたと書き添えている。これは真実なのか。それとも家族を気づかっての方便だったのか。

しかし、この薫五郎の決断は、結局裏目に出た。彼の神戸港着は一〇月に入ってからだったが（日付不明）、出迎えた義兄・孫三郎から、帰国を決意した翌日である八月一六日に父が死去していたことを伝えられた薫五郎は、『重岡薫五郎小伝』の表現によれば、「切歯扼腕、地団駄踏んで慨かれた」「悲痛のあまり遺憾のあまり、……何故訃電を打ってくれなかったのかと、孫三郎さんを責めた」という。[41] この書きぶりは、いかにも意味深長である。帰国を決意する前に父の死を伝えられていれば、口頭試問を受けることができたことを悔やんだようにも読めるからである。

――薫五郎は、最終審査である口頭試問を通過した正式の法学博士であるのか、それとも学位論文を提出した段階までの資格を有する者にすぎないのか。

この問いに対する答えは、法学博士の学位記（certificat）（薫五郎の言葉によれば「免状」）が出てくれれば、

簡単に片がつく。だが、事柄はさほど単純ではなかった。

四　その他の資料

薫五郎の学位取得をめぐる問題については、ここでひとまず留保しておき、明治二四年一〇月に帰国して以降、明治三九年六月に胃癌で病没するまで（二八歳～四二歳の一四年間）の資料について触れておくと、その総点数は、帰国前の資料と比較して少ないが、しかし、弁護士の法服（資料目録164～166）や、文官（勅任官）大礼服（資料目録168～173）は、保存状態がきわめて良好で、虫食いや退色がまったくないことに驚く（法服の黒羽二重（＝絹）は、当時の光沢や手触りをそのまま残している）。

同様に、没後資料に関しても、西園寺公望ら政友会の面々が黒田清輝に依頼した肖像画（資料目録190）には、亀裂・剝離・変色等は存在せず、西園寺らの贈呈文（資料目録189）の保存状態も非常に良好である。

一方、薫五郎の三男・重岡忠三のまとめた『重岡薫五郎小伝』関係資料（資料目録194～242）には、同書「追悼録」中に収められた政友会の同僚の記した直筆原稿や書画のほか、書籍には収録掲載されなかった薫五郎の背広姿の写真が存在しているのが興味深い（資料目録195）。

さらに、没後資料の中には、他の機関に収蔵・保管されている薫五郎の遺品について、有益な情報を提供するものがある。（一）その一は、早稲田大学附属図書館から遺族に宛てられた薫五郎旧蔵書寄贈の礼状であり（資料目録188）、（二）その二は、旧・愛媛県郷土芸術館と愛媛県知事・久松定武の連名で重岡忠三に宛てられた薫五郎の遺品出陳の感謝状である（資料目録246）。

（一）　早稲田大学図書館寄贈資料

このうち、早稲田大学からの礼状（資料目録188）に同封されている寄贈資料の目録からは、薫五郎の関心がいずれの方向に向いていたかを垣間見ることができる。

同目録によれば寄贈された資料七八点はすべて欧文の図書・雑誌で、仏語資料七〇点のほか、英語資料が七点（原本のナンバリングでいえば(23)(37)(45)(51)(52)(63)(77)、独語資料が一点（(70)）含まれているのが興味深い。

なお、この目録は、英文タイプで作成されているためアクサン記号やウムラウトを欠いており、また、書誌事項の記載にも不正確な個所があるので、早稲田大学図書館OPACを参照しつつ、目録の記載を正確な書籍・雑誌名に書き改めると、以下のようになる。

Les livres presentée pour la Memoire de feu Monsieur
K. Shigeoka
(le 13 Nov., 1906.)

DROIT.

(1) Boissonade (Gustave Emile) – Projet de code civil pour l'empire du Japon accompagné d'un commentaire, Tokio, Kokoubounsha, 1882–1889, 5 vols.

(2) Code civil de l'empire du Japon, accompagné d'un expose des motifs. traduction offisielle. Tokio, Kokoubounsha, 1891, 1 vol.

(3) Motono (Ichiro) et Tomii (Masaaki) (traduction) – Code civil de l'empire du Japon: livres I, II, III (dispositions générales, droits réels, droit de créance): pomulgués le 28 avril 1896, Paris, L. Larose, 1898, 1 vol.

(4) Baudry-Lacantinerie (Gabriel) – Précis de droit civil: contenant dans une première partie l'exposé des principes et dans une deuxième les questions de détail et les controversies, 7e éd. Paris, Librairie de la Société du recueil gal. des lois et des arrêts, 1901–1902, 3 vols.

(5) Batbie (Ansélme Polycarpe) – Traité théorique et pratique de droit public et administratif. (avec les supplements), 2e éd, Paris, L. Larose et Forcel, 1886–1888, 11 vols.

(6) Garraud (René) – Traité théorique et pratique du droit pénal français. Paris, L. Larose et Forcel, 1888–1891, 4 vols.

(7) Didier-Pailhé (E.) – Cours élementaire de droit romain, 3e éd, rev. et corrigée par Charles Tartari. Paris, Larose et Forcel, 1887, 2 vols.

(8) Accarias (Calixte) – Précis de droit romain, contenant, avec l'exposé des principes généraux, le texte, la traduction et l'explication des Institutes de Justinien et suivi 1 d'une table générale des textes des Institutes; 2 d'une table alphabétique des matières; 3 d'une table des textes littéraires indiqués ou expliqués, 3e éd. cor. et notablement augmentée. Paris, F. Pichon, 1882, 2 vols.

(9) Boissonade (Gustave Emile) – Projet révisé de Code Pénal pour l'empire du Japon, accompagné d'un commentaire. Tokio, Kokoubounsha, 1886

(10) Dareste (François Rodolphe) – Les constitutions modernes, recueil des constitutions actuellement en vigueur dans les divers Éuats d'Europe, d'Amérique et du monde civilisé, 2e éd. A. Challamel, 1891, 2 vols.

(11) Girons (A. Saint) – Manuel de droit constitutionnel, 2e éd, Paris, L. Larose et Forcel, 1885, 1 vol.

(12) Bagehot (Walter) – La constitution anglaise, Paris, Germer Baillière; New-York, Baillière brothers, 1869, 1 vol.

(13) Constitutions qui ont régi la France depuis 1789: jusqu'à l'élection de M. Grévy comme président de la république, conférées entre elles et annotées par Louis Tripier, 2e éd, Paris, L. Larose, 1879, 1 vol.

(14) Bard (Alphone) et Robiquet (Paul) – La constitution française de 1875, étudiée dans ses rapports avec les constitutions étrangères, Paris, E. Thorin, 1876, 1 vol.

(15) Gautier (Alfred) – Précis de l'histoire du droit français, 3e éd, Paris, L. Larose et Forcel, 1887, 1 vol.

(16) Laurin (Auguste). – Cours élémentaire de droit commercial, contenant toutes les matières du code de commerce et des lois postérieures, 3e éd. Paris, L. Larose, 1890, 1 vol.

(17) Garraud (René). – Précis de droit criminel contenant l'explication élémentaire de la partie générale du Code pénal, du Code d'instruction criminelle et des lois qui ont modifié ces deux codes, 3e éd, Paris, L. Larose et Forcel, 1888, 1 vol.

(18) Bœuf (François) – Résumé de répétitions écrites sur le droit administratif: conformément au programme officiel arrêté par M. le ministre de l'instruction publique le 31 décembre 1862, Paris, Dauvin Frères, 1887, 1 vol.

(19) Boissonade (Gustave Emile). – Projet de code de procédure criminelle pour l'empire du Japon, accompagné d'un commentaire, Tokio, Kokoubounsha, 1882, 1 vol.

(20) Camuzet (Charles Eugene) – Manuel des matières du code de procédure civile, exigée pour le 2me examen de droit avec résumé, questionnaire, formulaire, tableaux analytique et plusieurs tables, 12e éd, Paris, A. Marescq, 1889, 1 vol.

(21) Mourlon (Frédéric) – Répétitions écrites sur l'organisation judiciaire, la compétence et la procédure en matière civil & commerciale, 5e éd. Paris, A. Marescq, 1885, 2 vols.

(22) Bonjean (Geroges). – Explication méthodique des institutes de Justinien, Paris, A. Durand et Pédone-Lauriel, 1878 –1880, 2 vols.

(23) Bagehot (Walter). – The English constitution, London, Kegan Paul, Trench, Trübner, 1891, 1 vol.

(24) Despagnet (Frantz) – Precis de droit international privé, Paris, L. Larose et Forcel, 1886, 1 vol.

(25) Calvo (Charles) – Manuel de droit international public et privé, conformé au programme des facultés de droit, 2e éd. Paris, A. Rousseau, 1884, 1 vol.

(26) Grotius (Hugo) – Le droit de la guerre et de la paix, nouvelle traduction, précédée d'un essai biographique et historique sur Grotius et son temps ; accompagnée d'un choix de notes de Gronovius, Barbeyrac, etc. complétée par des notes nouvelles mise au courant des progrès du droit public moderne, et suivie d'une table analytique des matières, par P. Pradier-Fodéré. Paris, Guillaumin, 1867, 3 vols.

(27) Tripier (Louis) – Les codes français, collationnés sur les textes officiels (Code civil – constitution et dispositions constitutionnelles actuellement en vigueur), Paris, Cotillon, 1877, 1 vol.

(28) Tripier (Louis) – Les codes français, collationnés sur les textes officiels (Code de commerce et société), ouvrage remanié et tenu au courant de la législation la plus récente par H. Monnier, Paris, Pichon, 1891. 1 vol.

(29) Tomii (Masaaki) – État de la codification au Japon: communication a la société de législation comparée, séance générale du 9 février 1898, Paris, Cotillon, 1898, 1 vol.

(30) Desjardine (Arthur) – Le code civil japonais (à propos de la traduction recente de Mm. Motono et Tomii), Paris, L. Larose, 1898, 1 vol.

(31) Tanaka (Yudourou) – Des obligations naturelles en droit français, thèse Aix-Marseille (Faculté de Droit d'Aix), 1897, Typographie, 1 vol.

(32) Bonpard (Raoul Henri) – Droit romain; le crime de lèse-majesté: Droit français: la papauté en droit interna-

tional, thèse Paris, Paris, A. Rousseau, 1888, 1 vol.

ECONOMIE.

(33) Block (Maurice) – Les progrès de la science économique depuis Adam Smith, revision des doctrines économiques, Paris, Guillaumin, 1890, 2 vols.

(34) Leroy-Beaulieu (Paul) – Traité de la science des finances, 3e éd, Paris, Guillaumin, 1883, 2 vols.

(35) Baudrillart (Henri Joseph Léon) – Manuel d'économie politique, 5e éd, Paris, Guillaumin, 1883, 1 vol.

(36) De Laveleye (Emile) – La monnaie et le bimétallisme international, 2e éd, Paris, F. Alcan, 1891, 1 vol.

POLITIQUE, ETC

(37) Reinsch (Paul Samuel) – World Politics at the end of the nineteenth century, as influenced by the oriental situation, New York, MacMillan, 1902, 1 vol.

(38) Leroy-Beaulieu (Paul) – L'état moderne et ses fonctions, Paris, Guillaumin, 1891, 1 vol.

(39) Montesquieu (Charles de Secondat, baron de) – Esprit des lois, Paris, Ernest Flammarion, 1858, 1 vol.

(40) Simon (Jules) – La liberté politique, 5e éd, Paris, Hachette, 1881, 1 vol.

(41) Mill (John Stuart) – Le gouvernement représentatif, 3e éd. traduit et précédé d'une introduction par M. Dupont-White, Paris, Guillaumin, 1877, 1 vol.

(42) Mill (John Stuart) – La liberté, 3e éd. traduit et augmenté d'une introduction par M. Dupont-White, Paris, Guillaumin, 1877, 1 vol.

(43) Machiavelli (Niccolò) – Œuvres politiques de Machiavel, Paris, 1847, 1 vol.

(44) Demolins (Edmond) – À quoi tient la supériorité des Anglo-Saxons, 2e éd, Paris, Didot, 1897, 1 vol.

(45) Burgess (John William) – Political Science, Tokyo, Tokyo Semmon Gakko, 1898, 1 vol.

(46) Tomii (Masaaki) – Coup d'oeil sur les transformations politiques du Japon depuis l'empereur Zin-Mou jusqu'à nos jours, Paris, L. Larose, 1897, 1 vol.

(47) Anold – À quoi tient la supériorité des Français sur les Anglo-Saxons, préface de François De Mahy, Paris, Fayard Frères, 1899, 1 vol.

HISTOIRE ET BIOGRAPHIE

(48) Guizot (François) – Histoire de la civilization en France, depuis la chute de l'Empire Romain, 6e éd, 1884, Paris, É. Perrin, 4 vols.

(49) Their (Adolphe) – Histoire de la Révolution française, 8e éd, Paris, Au Bureau des Publications Illustrées, 1839 –1844, 4 vols.

(50) Duruy (Victor) – Histoire de France, Nouvelle éd, Paris, Hachette, 1870, 2 vols.

(51) Judson (Harry Pratt) – Europe in the 19th century, Meadville, Flood and Vincent, 1898, 1 vol.

(52) Macaulay (Thomas Babington) – Warren Hestings, an essay, Tokyo, T. Ohira & O. Egusa, 1884, 1 vol.

(53) Macaulay (Thomas Babington) – Histoire d'Angleterre depuis l'avénement de Jacques II, traduit de L'anglais par le baron Joules de Peyronnet, Paris, Perrotin, 1853,

1 vol.

(54) Voltaire (François Marie Arouet de) – Siècle de Louis XIV, suivi de la liste raisonnée des personnages célèbres de son temps, Paris, Charpentier, 1884, 1 vol.

(55) Montesquieu (Charles de Secondat, baron de) – Grandeur et décadence des Romains, Politique des Romains, Dialogue de Sylla et d'Eucrate, Lysimaque et pensées, Lettres persanes et Temple de Gnide, Paris, Librairie Firmin-Didot, 1886, 1 vol.

LITTERATURE, ETC.

(56) Daudet (Alphonse) – Tartarin de Tarascon, Paris, C. Marpon et E. Flammarion, 1889, 1 vol.

(57) Sévigné (Marie de Rabutin-Chantal, marquise de) – Lettres choisies de Madame de Sévigné extraites de l'édition des Grands écrivains de la France, Nouvelle éd, par Adolphe Regnier. Paris, Hachette et cie, 1880, 1 vol.

(58) Féneron (François de Salignac de La Mothe-) – Aventures de Têlémaque, fils d'Ulysse, Paris, Librairie de la Bibliothèque nationale, 1884–1886, 3 vols.

(59) Molière (Jean-Baptiste Poquelin) – L'école des femmes, comédie ?, 1 vol.

(60) Florian (Jean Pierre Claris de) – Fables de Florian, publiées avec un avant-propos sur la Fable, Paris, Flammarion, 1820, 1 vol.

(61) Bossuet (Jacques Bénigne) – Oraisons funèbres, Paris, Librairie de la Bibliothèque nationale, 1887, 1 vol.

(62) Fallex (Eugène) – Lettres choisies, Voltaire, 5e édition à l'usage des classes avec notes historiques et littéraires par Eugène Fallex, Paris, Ch. Delagrave, 1887, 1 vol.

(63) Johnson (Samuel) – The history of Rasselas, Prince of Abyssinia, Tokyo, Rikugokwan, 1886 1 vol.

(64) La Fontaine (Jean de) – Fables de La Fontaine, réimprimées sur l'édition de 1678–1694 et précédées de recherches sur les fables de La Fontaine par Paul Lacroix, Paris, Librairie des Bibliophiles, 1875, 1 vol.

(65) Scott (Walter) – Extraits des contes d'un Grand-père, avec une introd. & notes par A. Talandier, Paris, Hachette et Cie, 1882, 1 vol.

(66) Rousseau (Jean-Jacques) – Œuvres complètes de J.J. Rousseau, Paris, Hachette, 1857–1863, 8 vols.

(67) Noël (Louis-François-Joseph-Michel) et de la Place – Code des rhétoriciens ou choix des meilleurs préceptes d'éloquence et de style, pour servir d'introduction aux leçons de morale et de littérature, Paris, de Pelafol 1821, 1 vol.

(68) Lévy (Benjamin) et Courtin (A.) – L'Allemand Enseigné par la Pratique, cours élementaire Grammaire, Nouv. éd, Paris, Librarie classique de Ch. Fouraut et fils, 1877, 1 vol.

(69) [Prudhomme] – Le secrétaire général contenant des modèles de pétitions avec les instructions relatives à tous les usages de la correspondance ... suivi de lettres de Sévigné, Volatire, Rousseau, etc.: ouvrage refondu et mis en ordre par Prudhomme, 75e éd, Paris, Delarue, 1 vol.

(70) Lange (Otto) – Deutsches Lesebuch für die Oberstufe des Leseunterrichts in höheren Lehranstalten. Erster Teil,

9. Aufl, Berlin, R. Gaertner, 1882, 1 vol.

PUBLICATION PERIODIQUE, ET DIVERS.

(71) Lois nouvelles, analysées & expliquées et revue des travaux législatifs, n° 7 [?], et n° 10 [?], Paris, Lois nouvelles, 2 vols.

(72) Revue des deux mondes, Paris, Au Bureau de la Revue des deux mondes 1890, 7 vols.

(73) Monat-Rosen, Luzern, 1890, 7 vols.

(74) Évangiles selon St. Marc, etc.

(75) Guide de Paris, Paris, Hachette et Cie, [?].

(76) Séance solennelle de rentrée des facultés de droit et des lettres d'Aix de la faculté des sciences et de l'école de plein exercice de médecine et de pharmacie de Marseille, Aix, J. Remondet-Aubin, 1889, 1 vol.

(77) Treaties and Conventions between the Empire of Japan and other powers. Compiled by the Foreign Office, Tokio, Z.P. Maruya & Co, 1899, 1 vol.

(78) Des catalogues divers (des livres), 5 vols.

以下では、右の重岡薫五郎旧蔵書のうち、(31)一八九七（明治三〇）年エクス大学に提出されたある人物の学位論文について触れておこう。自然債務（obligation naturelle）に関するこの論文の著者〈Tanaka, Yudourou〉とは、田中光顕の養嗣子・田中遜（たなか・ゆずる。1864-1942）のことである。岩神（井原）昂[42]の二男として元治元年九月一二日（一八六四年一〇月一二日）土佐国高岡郡佐川（現・高知県佐川町）に生まれた彼が、どこで仏語・仏学を学んだかは調べきれていないが、明治二一年五月田中光顕（昂・遜親子と同じ佐川出身で土佐勤王党）の養嗣子となり、明治二四年六月フランスに渡ってエクス大学文学部に入学、その後法学部に転部して明治二八年七月法学士。法学部では商法の競争問題に答案を提出して名誉賞状を受けている。その後は同大学博士課程で私法学を研究し、明治三一年上記(31)論文で法学博士。これより前に、仏国文部省の招聘に応じてパリの東洋語学校教官に就任、また一九〇〇（明治三三）年パリ万博開催に際して商工業教育万国会議日本人委員として出席。パリに移った後はパリ大学法学部に学び、明治三三年七月政治経済学博士の学位取得[43]、翌三四年二月帰朝後は学習院教授の嘱託を受けローマ法講座を担当、翌三五年には高知県革新派より推されて衆議院議員となるも（立憲政友会）、解散後は政治から離れて実業界に入る。昭和一七年七月五日死去[44]。

以上、田中遜の閲歴を履述したのは、同年代の重岡薫五郎と共通する部分が多いためである。田中のエクス大学入学は、重岡の帰国する明治二四年であるから、二人は面識をもっただろう。一方、先に触れたように、神藤才一も、フランスの法学博士で衆議院議員であったが、エクス大学

で学位を取得し、立憲政友会に所属した点で、田中のほうが重岡との共通項が多い（もっとも、重岡と異なり、田中は政治にさほど関心がなかったようであるが）。

なお、田中遜がエクス大学に提出した博士論文(31)は、早稲田大学図書館のOPACで検索してもヒットしない（ほかにも重岡薫五郎旧蔵書の数冊が欠本になっている）。現在、田中の博士論文を所蔵しているのは、東京大学法学部図書室のみであるが、しかし、少なくとも日本国内で現物を実見することはできる。だが、これに対して、重岡薫五郎の博士論文に関しては、国内に収蔵館はなく、内子町に寄贈された資料中にも存在していない。

また、『重岡薫五郎小伝』には、「重岡さんのエクス大学に於ける三つの試験の合格証書六枚はいまも重岡家に保存されてゐる」とあるが、[45] しかし、ここにいう「三つの試験の合格証書六枚」とは、博士審査の第一回試験・第二回試験・第三回試験の合格証書各二枚を意味しており、肝心要の法学博士の学位記（免状）が含まれていない。のみならず、内子町に寄贈された資料のうち、エクス大学関係の証書は、学部の成績証明書（資料目録**98**）・法学士の学位記（資料目録**102**）・法学修士の学位記（資料目録**114**）の三枚だけであって、法学博士関係の証書は一枚も存在していない。これは、いかなる事情に基づくものか。

（二）旧・愛媛県郷土芸術館出陳資料

重岡薫五郎の博士試験の合格証書六枚は、どこへ行ってしまったのだろう。あるいは、彼がエクス大学に提出した博士論文や、法学博士の学位記（免状）についてはどうか。

この点との関係で気になる資料が、愛媛県郷土芸術館・愛媛県知事が薫五郎の三男・忠三に贈った感謝状（資料目録**246**）である。その全文を転記すれば、以下の通り。

一、仏国民法

重岡薫五郎書

右御愛蔵品愛媛県
郷土芸術館に出陳の
栄を辱うし無上の光
彩を添えて戴きまし
たので茲に感謝状を贈
呈し謹みて深甚の謝
意を表します

昭和三十三年十一月十日

愛媛県郷土芸術館
愛媛県知事　久松定武

重岡忠三殿

だが、右感謝状にいう重岡薫五郎書の「仏国民法」なる資料は、内子町に寄贈された資料中には見当たらない。

愛媛県郷土芸術館が、重岡薫五郎の旧蔵品の存在を知ったのは、右感謝状の四年前に発刊された重岡忠三『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）を読んだためと思われるが、では、同館はどのような内容の展観を行ったのだろうか。「仏国民法」なる資料以外にも、出陳された物品が存在したのではあるまいか。また、展観の後、薫五郎の遺品は忠三の許に返却されたのだろうか。同館がそのまま保管したままの状態になっていることはないだろうか――。

愛媛県郷土芸術館の開館は、『重岡薫五郎小伝』刊行の一か月前である昭和二九年八月六日のことであったが、その後、同館は、昭和五四年に愛媛県立美術館に移管されて同美術館の分館となり、さらに、建物（萬翠荘）が歴史的建造物であったことから、平成二一年四月に指定管理者制度が導入されて美術館としての役割を終えた。こうした経緯もあって、昭和三三年の展観に関する文書は保存されておらず、重岡薫五郎書「仏国民法」に関する探索は頓挫した。

このほか、エクス大学に対しても、重岡薫五郎の学位取得に対する照会を行ったが、現在のところ回答を得られていない。直接エクス入りして現地で大学資料を閲覧するのが一番なのかもしれない。

（1）　彼の氏名につき、留学先であるエクス大学の成績証明書や学位記（**〈表1〉**資料目録**98**・**102**・**113**）には〈Shigheoka, Cogoro〉とある。一方、生年に関しては、①文久二年一月三日（一八六二年二月一〇日）とするものも多いが、『重岡薫五郎小伝』（後掲資料目録**220**）一八頁によれば、正しい生年は②元治元年（一八六四年）であり、明治二五年第二回衆議院議員総選挙に立候補した際、被選挙権年齢（三〇歳）に二歳足りなかったため、年齢を詐称したものとされる。本文および後掲**〈表2〉**では、さしあたり『重岡薫五郎小伝』ならびに愛媛新聞社（編）『愛媛県百科大事典・上巻』（愛媛新聞社、昭和六〇年）五八六頁「重岡薫五郎」の記述に準拠して②元治元年一月三日（一八六四年二月一〇日）としたが（ただし、文久から元治への改元は二月二〇日なので、文久四年と表記する。山崎謙（編）『衆議院議員列伝』（衆議院議員列伝発行所、明治三四年）五四九頁「重岡薫五郎」参照）、しかし、愛媛県史編さん委員会（編）『愛媛県史・部門史19人物』（愛媛県、平成元年）二九四頁は、③文久四年二月一日（一八六四年三月八日）生まれとしている。一方、上記エクス大学の証明書や学位記（資料目録**98**・**102**・**114**）記載の生年月日は、いずれも④一八六五年一〇月二日（旧暦に直せば慶応元年八月一三日）になっている。そして、留学中の薫五郎の行動からす

れば、実は④が彼の実年齢であったと考えられる（後述。その結果〈表2〉の略年譜の記載は一歳分ずれることになる）。

（2）内子町出身の著名人には、重岡薫五郎のほか、実業家（日本のビール王）で第三次吉田茂内閣の通商産業大臣や日本サッカー協会会長も務めた高橋龍太郎（1875-1967）、薫五郎の甥で海軍中将（潜水艦のエキスパート）の重岡信治郎（1877-1971）、日商株式会社（その後日商岩井から現・双日）の創業者・高畑誠一（1887-1978）、神奈川大学の創立者・米田吉盛（1898-1987）らがいる。

（3）愛媛新聞平成二八年四月一六日朝刊「重岡薫五郎の資料内子へ／町出身の明治期衆議院議員／黒田清輝作の肖像画も」、毎日新聞平成二六年四月二六日朝刊（愛媛）「重岡薫五郎展／肖像画に存在感　出身の内子で」、読売新聞平成二八年五月三日朝刊（愛媛）「民法支えた重岡薫五郎展／内子出身　肖像画や手紙三〇点」。なお、好評のため会期は当初予定の五月八日から一週間延長された。

（4）『明治の政治家・重岡薫五郎関係資料展』展示解説資料」（内子町、平成二八年）二頁〔小野翠〕、小野翠「重岡薫五郎の政界における立ち位置に関する一考察」郷土うちこ三五号（平成二九年）一頁。

（5）七戸克彦「現行民法典を創った人びと（一）～（三〇・完）」法学セミナー六五三号（平成二一年）～六八二号（平成二三年）。重岡薫五郎に関しては同連載「（二七）」六七九号（平成二三年）六〇頁。

（6）同書は、公立図書館では愛媛県立図書館・東京都立中央図書館、大学図書館では松山大学図書館・東京大学図書館に収蔵されている。なお、同書巻頭の重岡忠三「はしがき」には、「殊に本稿の完成については、前には故佐野信次郎氏、後には佐伯秀雄氏、並びに今回北川淳一郎氏等の労を多とし、心から敬意を表する」とあるが、寄贈資料中の、佐野信次郎の原稿（資料目録**201・202**）、佐野信次郎稿・佐伯秀雄編の原稿（資料目録**203**）、北川淳一郎著「重岡薫五郎さんの話」原稿（資料目録**204**）から、『重岡薫五郎小伝』中一～三一頁「小伝〔重岡薫五郎さんの話〕」は、佐野信次郎・佐伯秀雄の原稿を参考に、北川淳一郎が仕上げたものであることがわかる。なお、『愛媛県史・部門史19人物』前掲注(1)の「北川淳一郎」の項（二〇一～二〇二頁）には、「郷土史にも造詣が深く、『小林信近』『重岡薫五郎小伝』『一遍上人伝』などの著書があり、伊予史談会の発展にも尽力した」とある。

（7）愛媛県史編さん委員会（編）『愛媛県史・教育』（愛媛県、昭和六一年）七九四頁。なお、『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）四頁は「明治五年は重岡さんの九歳の年である」とするが、同書は薫五郎の生年を元治元年（文久四年）としているから（前掲注(1)②）、これに従えば、明治五年は薫五郎が数え七歳（満六歳）になる年である。一方、エクス大学の各種証書記載の生年（前掲注(1)④一九六五（慶応元）年）に従えば、明治五年は薫五郎が数え六歳（満五歳）になる年である。

（8）『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）二～三頁、五頁。なお、同書は「この〔明治一五年薫五郎とシカの〕結婚があったことから考へて、重岡さん松山中学を二三年で中途退学し、その頃もう郷里に帰ってお父さんの家業を助けてゐたもの

かと思われる」とするが、中学（五年）卒業後に結婚したと考えても平仄は合う。

(9)　『重岡薫五郎小伝』（資料目録220）七～八頁。

(10)　奥平昌洪『日本弁護士史』（巌南堂、大正三年）四六二～四六三頁。

(11)　『東京帝国大学五十年史・上冊』（東京帝国大学、昭和七年）五九四～六〇三頁、『東京大学百年史・部局史一』（東京大学、昭和六一年）三三頁、『東京大学百年史・資料三』（東京大学、昭和六一年）「年表」八三五頁。

(12)　『東京大学法理文三学部一覧（従明治十六年至明治十七年）』（東京大学三学部、明治一七年二月）八頁。

(13)　司法省法学校に関しては、手塚豊「司法省法学校小史」『（手塚豊著作集・第九巻）明治法学教育史の研究』（慶応通信、昭和六三年）三頁（速成科に関しては一〇八頁以下）参照。

(14)　『東京大学法理文三学部一覧（従明治十六年至明治十七年）』前掲注(12)一八～一九頁、『東京大学百年史・部局史一』前掲注(11)三三～三四頁。

(15)　『東京帝国大学五十年史・上冊』前掲注(11)六〇三～六〇八頁。なお、同年末時点での別課法学科在籍者数（第一回生のみ）は入学時より三名減の二八名であった。

(16)　『東京帝国大学五十年史・上冊』前掲注(11)六一一～六一二頁、『東京大学百年史・部局史一』前掲注(11)三八～三九頁、『東京大学百年史・資料三』前掲注(11)八三七頁。

(17)　『東京帝国大学五十年史・上冊』前掲注(11)六一二～六一四頁、『東京大学百年史・部局史一』前掲注(11)三九頁、『東京大学百年史・資料三』前掲注(11)八三八頁。

(18)　『東京帝国大学五十年史・上冊』前掲注(11)六〇八～六一一頁、『東京大学百年史・部局史一』前掲注(11)三九～四〇頁、『東京大学百年史・資料三』前掲注(11)八三八頁。

(19)　『東京帝国大学五十年史・上冊』前掲注(11)五八五～五八六頁、『東京大学百年史・部局史一』前掲注(11)三九頁、四〇頁、『東京大学百年史・資料三』前掲注(11)八三七頁、八三九頁。

(20)　『東京帝国大学五十年史・上冊』前掲注(11)五八四～五八五頁、『東京大学百年史・部局史一』前掲注(11)四〇～四一頁、『東京大学百年史・資料三』前掲注(11)八三九頁、手塚豊・前掲注(13)一三三頁。

(21)　これに対して、『重岡薫五郎小伝』（資料目録220）九頁には、「東京大学には、重岡さん、翌々年の明治十九年の四月十日まで在学し、その十九日から、司法省法学校に転じてゐる」とあるが、典拠した資料に関しては不明である。

(22)　司法省（編）『司法沿革誌』（法曹会、昭和一四年）九九頁、手塚豊・前掲注(13)一三三頁。

(23)　手塚豊・前掲注(13)一三四頁。なお、明治一七年一二月二六日太政官達第一〇二号「判事登用規則」に基づく第一回判事登用試験は、明治一八年八月に行われたが、及第者はわずか三名であった。『司法沿革誌』前掲注(22)九六頁。

(24)　手塚豊・前掲注(13)一二四頁によれば、司法省法学校速成科第三期生の講義担当者は、「刑法、治罪法は井上正一、フランス民法は栗塚省吾と一瀬勇三郎であった。ただし、栗塚は（明治）十六年十二月に退任した。そのほか訴訟法、行政法、商法の担当者は、はっきりわからないが、第二期生を教えたこともある岸本辰雄、そのほか富谷鉎太郎、飯

田宏作（共に正則科第二期生）等が関係したようである」。一方、薫五郎のノートによれば、井上正一は刑法・治罪法（資料目録**30b**・**31**）のほか、仏国商法を担当し（**27**〜**30a**）、飯田宏作は、日本会社法（**45**）・行政法（**46**〜**47**）・訴訟法・破産法（**48**〜**49**・**50**）を担当している。このほか、講義担当者の中には、磯部四郎の名も認められる（刑法。**32**）。なお、飯田宏作（はんだ・こうさく）は、明治一七年卒業後司法官となった後、明治一九年二月に東京始審裁判所詰となり、正則科が抜けて速成科だけとなった司法省法学校の生徒教授に就任していた。

(25) 大久保泰甫＝高橋良彰『ボアソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、平成一一年）一九一頁。

(26) 手塚豊・前掲注(13)一三六〜一三七頁。

(27) 手塚豊・前掲注(13)一三六〜一三七頁。

(28) 『司法沿革誌』前掲注(22)一〇六頁。

(29) 『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）九頁。

(30) 『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）一〇〜一一頁。

(31) 上村清太郎「仏学の消長とレオン・デュリー」大阪経済法科大学論集八号（昭和五四年）一四五頁、西堀昭『（増訂版）日仏文化交流史の研究――日本の近代化とフランス』（駿河台出版社、昭和六三年）五二七頁。

(32) 『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）一〇〜一一頁。

(33) 鶴田徹（＝鶴田乙丑の二男）①『元老院議官・鶴田皓――日本近代法典編纂の軌跡』（鶴鳴社、〔増補改訂第一版〕平成一一年）「鶴田皓年譜」二三四頁、鶴田徹②『続・元老院議官・鶴田皓――近世と近代を結んだ思考』（鶴鳴社、平成二〇年）三一九頁には、一八八五（明治一八）年「三月長男乙丑（二十一才）フランス・エーキス大学に留学」とある。なお、乙丑は慶応元年一一月一三日（一八六五年一二月三〇日）生まれ、死去は一九四三（昭和一八）年である（①二二九頁・二三八頁、②三一五頁・三二二頁）。

(34) 生原の旧姓は門田、族籍は高知県・士族（手塚豊・前掲注(13)八六頁）。薫五郎の書簡（資料目録**72**）によれば、生家が貧しかったため、生原家（養父は陸軍軍人）に養子に入り留学することができたという。なお、薫五郎は、彼を「東京大学」の同窓と記しているが、すでに触れたように、薫五郎が東京大学法学部別課法学科に入学するのは明治一七年七月、一方、生原（門田）ら司法省法学校正則科第三期生の文部省移管（「東京法学校」生徒に所属替え）は同年一二月、東京大学法学部への吸収は翌明治一八年九月である。薫五郎と生原（門田）が顔見知りということは、別課法学科と旧・正則科第三期生は、この時期同じ講義を受けていたらしい。

(35) 神藤才一のキャリアは、仏国法学博士の政治家という点で、重岡薫五郎と似ている。安政四年八月一五日（一八五七年一〇月二日）相模国高座郡相原村（現・神奈川県相模原市）生まれ。明治一二年陸軍士官学校（旧三期）卒業後は陸軍歩兵少尉となり、明治一七年フランスに渡って軍事学を学ぶが、本文に述べたような事情で陸軍学校への入学を果たせず、法学に転じ、明治二八年リヨン大学で法学博士号を取得。帰国後は、政治外交専門学校（無学館）・フランス語学校を設立する一方、慶応・明治・早稲田・専修の各大学、東京外国語学校等の講師を務めた。明治三三年第

六回総選挙の神奈川四区補欠選挙に当選して以降、衆議院議員を四期務める。著書にニエット（著）・神藤才一＝藤波一如（合訳）『今日の露西亜』（冨山房、明治三七年三月）、神藤才一編述『欧洲列強近世外交秘史』（発行所・明治大学、大売捌所・東京堂書店、明治四〇年三月）など。昭和九年一月五日死去。衆議院＝参議院（編集）『議会制度百年史・衆議院議員名鑑』（大蔵省印刷局、平成二年）三二三頁。

(36) 鶴田・前掲注(33)①二三五頁、②三一〇頁。

(37) 西堀・前掲注(31)五四七頁に、仏文全文と翻訳が掲載されている。西堀もいうように、デュリーの「心あたたまる思いやりが……はっきり見ることができる」文面である。

(38) 慶応二年三月二日（一八六六年四月一六日）大木喬任の長男として生まれた彼の、フランス渡航以前の履歴は調べきれていない。帰国に関しては、東京朝日新聞明治二一年一一月二〇日朝刊一面「大木氏の帰朝」に「大木伯の長男大木逸太郎氏ハ此程山林局御用にて欧米巡廻中なりし松本収志賀泰山の二氏と共に一昨十八日仏国郵船イラヲデヤ号にて帰朝せり」とある。翌明治二二年六月の病死に関しては、読売新聞明治二二年六月九日朝刊二面「大木伯の哀悼」、読売新聞明治二二年六月一一日朝刊三面「大木逸太郎氏の葬儀」、大植四郎（編著）『明治過去帳』（東京美術、〔新訂版〕昭和四六年）二八一頁参照。

(39) 大久保泰甫『日本近代法の父ボワソナアド』（岩波新書、昭和五二年）一六一頁。

(40) 『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）一二頁。なお、同書「年譜」九〇頁にも「同〔明治〕廿四年七〔八〕月二日仏国『エクス』法科大学へ民法及羅馬法の二論文を提出し、同大学総長より法学博士の学位を授与せらる」とある。

(41) 『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）一三頁。

(42) いわがみ（いはら）・のぼる〔「たかし」とする文献もある〕。1840–1923。土佐高知藩士・古沢南洋の長男、本家の岩神氏を継ぎ、後に曾祖父の井原家を再興する。幕末には土佐勤王党に参加し、維新後は高知県権参事となるが、明治一〇年立志社の挙兵計画で陸奥宗光らとともに禁獄一〇年、明治三五年島根県知事。北洲会の創立メンバーでもある。『二〇世紀日本人名事典（あ～せ）』（日外アソシエーツ、平成一六年）三〇九頁。

(43) 〔学位論文〕Tanaka, Yudourou, La constitution de l'empire du Japon, Paris, L. Larose, 1899.

(44) 『人事興信録〔初版〕』（明治三六年）四五二頁、『人事興信録（第二版）』（明治四一年）五二七頁、『大日本人物名鑑（巻四の一）』（ルーブル社出版部、大正一〇年）二一四～二一五頁。

(45) 『重岡薫五郎小伝』（資料目録**220**）一三頁。なお、「小伝」（北川淳一郎「重岡薫五郎さんの話」）の叙述は、博士試験の合格証書や博士論文の現物を実見していなければ書けない内容である。

〈表1〉　内子町蔵・重岡薫五郎関係資料目録

【生前資料】

1　渋川忠二郎「仏国民法契約篇講義筆記」（明治一六年）

表表紙・和紙白紙に「仏国民法契約篇講義／筆記」と墨書、裏表紙なし、青一〇行罫紙（版元なし）、一丁表冒頭に「渋川（忠二郎）仏国民法契約篇義務滅ノ部ヨリ口述」とある。〔日付表示〕①「九月十二日／更改部」、②一二八一条欄外に「九月十七日」、③一二八二条・三条欄外に「九月十九日」、④〔一二〕八五条・七条欄外に「九月二十四日」、⑤「九月二十六日／相殺部」、⑥一二九二条欄外に「十月一日」、⑦「十月三日」、⑧「混仝ノ部」欄外に「十月十五日」。

2　〔渋川忠二郎〕「仏国民法契約篇第二巻」（明治一六～一七年）

表表紙・裏表紙とも紺の厚紙化粧紙、表表紙に「仏国民法　契約篇／第二巻」の貼り込み、遊び紙一丁、青一二行罫紙（三栄堂製）、二丁表冒頭に「仏国民法　契約篇／第三巻　契約ノ効果」とある。講義担当者・日付表記なし……**1**の渋川忠二郎講義の続き。

3　井上操「刑法治罪法講義録」（明治一六～一七年）

表紙・新聞紙（**9**・**11**と同一の明治一七年七月二〇日紙面）、「将来博士　重岡薫五郎／刑法／治罪法／講義録」と墨書。（a）一丁表冒頭に「刑法講義／刑法之起草」とある、青罫線一二行罫紙（三栄堂製）の講義筆記、（b）一丁表冒頭に「治罪法講義」とある、青罫線一二行罫紙（三栄堂製）の講義筆記、（c）一丁冒頭に「治罪法講義／法律学士　井上操述」とある、青罫線一二行罫紙（版元表記なし）、（d）一丁遊び紙、二丁表冒頭に「日本刑法講義／法律学士　井上操君述／諸論」とある、青罫線一二行罫紙（版元表記なし）の合冊。（a）（b）は、（c）（d）講義ノートをまとめたものか。

4　河津祐之「各国憲法」・三和親本「英国民事犯」（明治一七年）

表表紙・以下のような講義回数・日付の記載あり。和紙白紙に「各国憲法／英国民事犯／筆記」と墨書、裏表紙なし、青一二行罫紙（版元表記なし）。（a）河津祐之「各国憲法」と（b）三和親本「英国民事犯」の講義ノートを合冊。

a　河津祐之「各国憲法」……一丁表冒頭に「河津祐之君口述」。〔日付表示〕①「三月九日河津先生各国憲法河津講述」、②「三月十六日河津先生各国憲法講義」、③「三月三十日各国憲法　河津講述」、④「四月五日各国憲法河津講述」、⑤「四月十三日河津君各国憲法講述」、⑥「五月四日各国憲法一国ノ上院（連邦仝盟ノ上院ニ非ズ）」、⑦「五月二十五日各国憲法　河津講述仏ノ元老院ナリ」。

b　三和親本「英国民事犯」……一丁表に「三和親本口述筆記前号ノ続」。〔日付表示〕①「二月廿六日　民事犯口述筆記」、②「三月五日三和先生口述筆記」、③「三月八日英国民事犯　三和講述」、④「三月廿二日英国民事犯三和講述」、⑤「英国民事犯三和講述前述ノ続キ」、⑥「四月六日三和先生英国民事犯」。

5　穂積陳重「法学通論・上巻」（明治一七年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙（蜂巣）、冊子下部に「法学通論　上」、青一二行罫紙（大藤）、遊び紙一丁、二丁表冒頭に「法学通論　穂積陳重講述／重岡薫五郎筆記」とある。〔日付表示〕「十七年十月四日　穂積陳重講述」の行を朱抹。

6　穂積陳重「法学通論・下巻」（明治一七～一八年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙（蜂巣。**5**に同じ）、

冊子下面に「法学通論　下巻」の墨書、青一二行罫紙（大藤）、遊び紙一丁、二丁表冒頭に「法学通論　第二巻／穂積陳重君講述／私法之部　重岡薫五郎記／第一篇　民法」とある。講義回数・日付等の表記なし。

7　富井政章「仏蘭西民法・第一巻」（明治一七年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙、表表紙に「仏蘭西民法／自前加則／至失踪篇／第一巻」の貼り込み、冊子下面に「仏蘭西民法　第壱巻」の墨書、赤一二行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「仏蘭西民法／富井政章君講義／重岡薫五郎筆記」、日付等の表記なし。

8　〔土方寧〕「英国契約法・天」（明治一七年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙、表表紙に「英国契約法　天」の貼り込み、冊子下面に「英国契約法　巻ノ壹」の墨書、青一二行（上部余白）罫紙（大藤）、一丁表冒頭に「英米契約法／土方寧君講述／重岡薫五郎記」。

9　土方寧「英国契約法・下巻」（明治一七年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（**3・11**と同一の明治一七年七月二〇日紙面）、表表紙に「第□／土方寧君口述／契約法講義録」と墨書、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「英国契約法　下巻」とある。最後に遊び紙一丁。

10　土方寧「英国私犯法」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙、表表紙に「英国私犯法　全」の貼り込み、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁遊び紙、二丁表冒頭に「英国私犯法／土方寧講述／重岡薫五郎記」、日付等の表記なし。

11　講師不明「刑法」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも存在せず、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）を直接糸綴じ、一丁表右欄外に朱字で「刑法」とある。なお、一丁表は、途中から始まっているように見えるが、しかし、一丁裏には「一月廿日／第一回」とある。以下、日付等の記載を拾えば、〔第二回〕二月一日、〔第三回〕二月八日、〔第四回〕二月一五日、〔第五回〕二月二三（？）日。最後は白紙数丁が綴じ込まれており、あらかじめ糸綴じされたものに書き込まれたものと推測される。

12　刑法・治罪法覚書（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも存在せず、青一二行罫紙（版元表記なし）、四丁を糸綴じ。表題の記載なし。「六十六条」「内乱罪」「〔百十一条〕内乱罪」「治罪法」に関するメモ。日付表記なし。

13　刑法覚書（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも存在せず、青一二行罫紙（版元表記なし）。「百貳六条」「百貳九条」「百四十一条」等に関するメモ。日付表記なし。

14　講師不明「治罪法下巻」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（時事新報明治二〇年一月六日）、表表紙に「治罪法　下巻」と墨書、青一二行罫紙（「畓」）。一丁表冒頭に「第三十回／明治十八年／三月十七日／告訴及ヒ告発／前学季ニ於テ総則第一編并ニ第二編ト講了シタリ仍テ第三編ヨリ講述ス可シ」とある。以下、日付等の表記を拾えば、第三一回・明治一八年三月二四日、第三二回・明治一八年三月二七日、第三三回・明治一八年四月七日、第三四回・明治一八年四月一〇日、第三五回・明治一八年四月一四日、第三六回・明治一八年四月一七日、第三七回・明治一八年四月二九日、第三八回・明治一八年

五月七日、第三九回・明治一八年五月一四日、第四〇回・明治一八年五月二一日、第四一回・明治一八年五月二八日。

15

土方寧「英国商法（手形法）」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（**3**・**9**と同じ紙面）、表表紙には「重岡薫／土方先生／手形法」とある一方、重ね合わせてある新聞紙の裏面には「将来ノ学士／将来博士／重岡薫五郎／土方先生／手形法」とある。なお、「小石川□□町貳四番地」との書き込みもあるが、誰の住所かは不明。青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁遊び紙、二丁表冒頭に「英国商法講義録／手形之部／法学士　土方寧口述」とある。日付等の表記なし。

16

岡村輝彦「英国商法（代理法・付托法・組合法）」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙、表表紙に「英国商法／代理法／付托法／組合法」の張り込み、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁遊び紙、二丁以下は、次の三つの講義筆記。

a　「英国代理法講義」（講師の記載はないが、岡村輝彦であろう）

b　「英国付托法／英国状師　岡村輝彦君述」

c　「英国組合法／英国状師　岡村輝彦述」

17

江木衷「羅馬法講義」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも存在せず、青一二行罫紙（三楽堂製）を直接糸綴じ。一丁表冒頭に「羅馬法講義／法学士　江木衷君述／重岡薫五郎記」とある。日付等の表記なし。

18

和田垣謙三「経済学講義録・全」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙（蜂巣。**5**・**6**に同じ）、青一二行罫紙（大藤）、冊子下面に「経済学講義」と墨書。遊び紙一丁、二丁表冒頭に「理財学講義／和田垣謙三君口述／重岡薫五郎記」とある。日付等の表記なし。

19

和田垣謙三「自由貿易保護税得先論」（明治一八～一九年）

表表紙・裏表紙とも和紙白紙、表表紙に「和田垣先生述／自由貿易保護税得先論」の墨書、青一二行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「我国保護税ヲ要スルノ論／文学士　和田垣謙三先生講述」とある。日付等の表記なし。

20

講師不明「日本行政学講義・緒論」（明治一八年）

青一二行罫紙（「き」）を直接糸綴じ。表紙に相当する罫紙には「日本行政学講義／緒論」とあるが、一丁表の筆記内容には「本日行政法ノ講義ヲ初ムルニ当リ……」とある。講述者・日時等の記載はないが、英米法系の人物の講義である。

21

講師不明「行政法」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも和紙厚紙化粧紙、表表紙に貼り込みなし、遊び紙白紙一丁、青一二行（上部余白）罫紙（「キ」）、一丁表冒頭に「行政法」とあり、上部欄外に朱字で「第六回」とある。以下、上部欄外に第一九回までの記載があるが、いずれも日付の表記はない。**20**の続きか。

22

講師不明「日本行政法・第二巻」（明治一八年）

表表紙・裏表紙とも和紙厚紙化粧紙、表表紙に「日本行政法第貳巻」の貼り込み、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「日本行政法／第二節　行政裁判所」、上部欄外に「第廿回」とある。以下、第五五回までの記載があるが、いずれも日付の表記はない。**21**の続き。

23

講師不明「日本行政法・第三巻」（明治一八～一九年）

表表紙・裏表紙とも和紙厚紙化粧紙、表表紙に「日本行政法

第参巻」の貼り込み、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「第四節　府県ノ会計」とあり、上部欄外には、第五六回から第六六回までの表記があるが、日付の表記はない。22の続きである。

24　穂積八束「独逸帝国憲法」（明治一八年）

表表紙・和紙白紙に墨で枠囲みの中に「穂積述／独逸帝国憲法　全」とある。青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭には「独乙帝国憲法」とある。日付等の表記なし。

25　仏国商法（会社法）条文（明治一八年？）

表表紙・裏表紙とも青一二行司法省罫紙、表紙部分には記載なし。一丁表冒頭に「千八百六十七年七月二十四日議決シ同二十九日頒布セル会社ニ関スル法律」とある。フランス会社法一条～六七条を筆写したもの。

26　仏国商法（会社法）覚書（明治一八年？）

表紙なし、糸綴じ、青一二行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「会社法」とある。全一三丁、残部白紙。フランス会社法に関するメモ。

27　井上正一「仏国商法（手形篇・全）」（明治一九年）

表表紙・裏表紙とも紺の厚紙化粧紙、表表紙に「仏国商法　手形篇／全」の貼り込み、青一二行罫紙（版元表記なし）、遊び紙一丁、二丁表冒頭に「仏国商法講義／手形ノ部　井上正一述」とある。以下のような講義回数・日付の記載あり。第三八回・二月二三日、第三九回・二月二五日、第四〇回・二月二七日、第四一回・三月二日、第四二回・三月四日、第四三回・三月六日、第四四回・三月九日、第四五回・一九年三月一一日、第四六回・日付表記なし、（第四七回・第四八回……欠）、第四九回・日付表記なし、第五〇回・日付表記なし、第五一回・一九年四月一〇日、第五二回・一九年四月一三日、第五三回・月一五日、第五四回・四月一七日、第五五回・四月一八日。

28　井上正一「仏国商法（分散篇・全）」（明治一九年）

表表紙・裏表紙とも紺の厚紙化粧紙、表表紙に「仏国商法　分散篇／全」の貼り込み、青一二行罫紙（版元表記なし）、遊び紙一丁、二丁表冒頭に「仏国商法　仏国法律博士　井上正一述」とある。以下のような講義回数・日付の記載あり。第一回・明治一九年四月二七日、第二回・一九年四月二四日、第三回・四月二七日、第四回・四月二九日、第五回・五月一日、第六回・五月四日、第七回・一九年五月六日、第八回・五月一一日、第九回・五月一二日、第一〇回・五月一五日、第一一回・五月一八日、第一二回・五月二〇日、第一三回・五月二三日、第一四回・五月二五日、第一五回・五月二九日、第一六回・六月一日、第一七回・六月三日、第一八回・六月五日、第一九回・六月一〇日、第二〇回・六月一二日、第二一回・六月一六日、（第二二回……欠）、第二三回・六月一九日、第二四回・六月二三日、第二五回・六月二六日。

29　井上正一「仏国商法（海商法）」（明治一九年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行罫紙（桔梗屋）を直接糸綴じ、一丁表冒頭に「仏国海商法／井上正一述」とある。以下のような講義回数・日付の記載あり。第一回・九月二〇日、第二回・九月二二日、第三回・九月二五日、第四回・九月三〇日、第五回・一〇月二日、第六回・一〇月六日、第七回・一〇月七日、第八回・一〇月一六日。

30　〔井上正一〕「仏国商法（海商法・続）」・井上正一「日本刑法講義録」（明治一九年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行罫紙（版元表記なし）を直接糸

綴じ、（a）29の講義の続きと、（b）日本刑法の講義ノートを合冊したもの。（a）には、第九回・一〇月二八日の記載があり、（b）には「日本刑法ノ講義録／第一篇　公益ニ関スル重軽罪法学博士井上正一述」の記載のほか、第二回・一二月一六日の記載がある。

31

井上正一「日本治罪法」（明治一九年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行罫紙（版元表記なし）を直接糸綴じ、一丁表冒頭に「日本治罪法／仏朗西大学法律博士井上正一先生講義」とある。以下のような講義回数・日付の記載あり。第一回・九月一五日、第二回・九月一八日、第三回・九月二二日、第四回・九月二五日、第五回・九月二九日、第六回・一〇月二日、第七回・一〇月九日、第八回・一〇月一一日、第九回・一〇月二一日、第一〇回・一〇月二四日。

32

磯部四郎「刑法講義」（明治一九年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（朝野新聞明治一九年五月七日）、表表紙に「刑法講義」と墨書、青一二行（上部余白）罫紙（桔梗屋）、一丁表冒頭に「第□回　五月貳二日」とあり、また、四丁表冒頭には「刑法講義／仏国法律学士　磯部四郎述」の記載のほか、欄外に「第一回　五月廿九日」とある。以下、第二回・六月二〇日、第三回・六月四日、第四回・六月九日、第五回・六月一七日、第六回・六月二二日、第七回・日付表記なし、第八回・九月二一日、その後は白紙丁が続く。

33

講師不明「〔日本民法草案講義〕財産篇・第二巻」（明治一九年？）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙、表紙に表記なし、黒一三行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「財産篇第弐巻」とある。第六六回～第九四回の講義回数の表記はあるが、いずれも日付の表記はない。

34

日本民法草案・財産編条文（一条～九九条）（明治一九年？）

表表紙・白地和紙に鉛筆で悪戯書き（「ドブ浚ヒニ困入候……」）、裏表紙なし、青一〇行罫紙（版元表記なし）、一丁表に「民法草案／第二篇　財産／前加篇　財産及ヒ物品ノ区別」とある。財産編一条～九九条の条文を浄書したもの。

35

日本民法草案・抜粋（明治一九年？）

表表紙は本文と同じ青一二行罫紙（桔梗屋）、「民法艸案抜翠」の墨書のほか、地役に関する鉛筆書きの痕跡あり。裏表紙は和紙・白紙（鉛筆書きで計算の跡あり）。一丁表冒頭の記載は「○Les biens …／物権ニ主従ノ別アリ」。日本民法草案に関する自習ノートか。

36

講師不明「日本民法草案講義」（明治一九年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（紙名不明・明治一七年六月二二日）、表表紙には「日本民法艸按」とあるほか、朱で挿絵に彩色、「梟」の墨書、青一二行罫紙（桔梗屋）の一丁表冒頭には「第壱回　五月弐七日」とある。以下、講義回数・日付の表記を拾えば、第二回・五月二八日、第三回・六月二日、第四回・六月四日、第五回・六月九日、第六回・六月一一日、第七回・六月一六日、第八回・六月一八日、第九回・六月一九日、第一〇回・六月二〇日、第一一回・六月二二日、第一二回・六月三〇日。

37

日本民法草案（売買法）条文（明治一九年）

表表紙は本文と同じ青一二行罫紙（版元表記なし）に「日本売買法艸案」と墨書、裏表紙なし、一丁表冒頭に「日本民法艸案売買法／第一節　売買ノ総則」とある。草案一一六一条～一二五四条の条文に朱書で注。

38

アペール「日本民法草案講義（売買・第一巻）」（明治一九～二〇年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（時事新報・明治一九年一二月三〇日）、表表紙に「民法売買篇」と墨書、糸綴じ、青一二行罫紙（桔梗屋）、一丁表冒頭に「日本民法艸按講義／仏国法律博士　アッペール述」とあるほか、以下の講義回数・日付の記載がある。第一回・日付表記なし、第二回・日付表記なし、第三回・一二月六日、第四回・一二月八日、第五回・一二月一三日、第六回・一二月一五日、第七回・一二月二〇日、第八回・一二月二二日、第九回・二〇年一月一三日、第一〇回・一月一七日、第一一回・一月一九日、第一二回・一月二四日、第一三回・一月二六日、第一四回・一月三一日、第一五回・二月二日、第一六回・二月七日、第一七回・二月一四日、第一八回・二月一六日、第一九回・二月二一日。

39

〔アペール〕「日本民法草案講義（売買・第二巻）」（明治二〇年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙、表表紙に「売買法　二巻」と墨書、青一二行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「民法売買篇」とある。**38**のアペール講義の続きであり、以下の講義回数・日付の記載がある。第二〇回・二月二二日、第二一回・三月二日、第二二回・三月六日、第二三回・三月九日、第二四回・三月一四日、第二五回・三月一六日、第二六回・三月二三日、第二七回・三月二八日、第二八回・三月三一日、第二九日・四月一一日、第三〇回・四月一三日、第三一回・四月一八日、第三二回・四月二五日、第三三回・五月二日、第三四回・五月四日、第三五回・五月九日、第三六回・五月一一日、第三七回・五月一六日。

40

ボアソナード「日本民法草案講義（証拠編）」（明治二〇年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行罫紙（版元表記なし）を直接糸綴じ、一丁表冒頭に「民法証拠篇／「ホアソナード」氏述」とある。以下の講義回数・日付の記載」あり。第一回・一月二八日、第二回・二月四日、第三回・二月九日、第四回・二月一七日、第五回・二月二五日、第六回・三月一一日、第七回・三月一八日、第八回・三月二二日、第九回・四月一日。

41

〔ボアソナード〕「日本民法草案講義（証拠編・第二巻）」（明治二〇年）

表表紙・裏表紙とも紺の和紙厚紙化粧紙、表表紙に「日本証拠法　第貳巻」の貼り込み、青一二行罫紙（版元なし）。第四一回～第六七回の講義回数の表記あり、いずれも日付の記載はないが、第六二回に「第三期」の記載がある。

42

講師不明「日本民法草案講義」（明治二〇年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行罫紙（版元表記なし）、全一〇丁。糸綴じが破損しており、修復を要する。以下の講義回数・日付の記載がある。第三回・三月一六日、第四回・三月二三日、第五回・三月三〇日。

43

講師不明「日本民法草案講義」（明治二〇年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行罫紙（版元表記なし）、全七丁、八丁以下白紙。賃貸借に関する講義筆記、第一〇回・四月八日の記載が存在。

44

飯田宏作「連帯法」（明治一九年？）

表表紙・裏表紙なし、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）を直接糸綴じしてあったが、糸綴じは破損状態。一丁表冒頭に「連帯法／法律学士　飯田宏作述」とあり、また、第一回・三月二日、第二回・三月九日の記載がある。

45

飯田宏作「日本会社法」（明治一九年？）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（毎日新聞明治一九年一二月二九日）、表表紙に「飯田氏述／会社法」と墨書、青一二行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「日本会社法」とあり、また、以下の講義回

数・日付の記載がある。第一回・日付表記なし、第二回・日付表記なし、第三回・四月一八日、第四回・四月二四日、第五回・四月二七日、第六回・日付表記なし、第七回・五月七日、第八回・五月一一日、第九回・五月一二日、第一〇回・五月一四日、第一一回・日付表記なし、第一二回・五月一八日、第一三回・五月一九日。

46

飯田宏作「行政法・第一巻」（明治一九年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙、表表紙に「行政法　巻ノ一」と墨書、青一二行罫紙（桔梗屋）、一丁表冒頭に「仏国行政法　法律学士　飯田宏作先生述」とあり、また、以下の講義回数・日付の記載がある。第一回・明治一九年三月二四日、第二回・三月二五日、第三回・一九年三月二六日、第四回・一九年三月三一日、第五回・一九年四月一日、第六回・明治一九年四月二日、第七回・一九年四月二九日、（第八回……欠）、第九回・一九年五月四日、第一〇回・一九年五月五日、第一一回・日付表記なし、第一二回・五月一〇日、第一三回・日付表記なし、第一四回・五月一七日、第一五回・五月一八日、第一六回・五月一九日、第一七回・五月二三日、（第一八回・欠）、第一九回・五月二六日、第二〇回・五月二九日、第二一回・六月一日、第二二回・六月三日、第二三回・六月七日、第二四回・六月八日、第二五回・六月一〇日、第二六回・六月一四日、第二七回・六月一五日、第二八回・六月一八日、第二九回・六月、第三〇回・六月二五日。

47

飯田宏作「行政法・第二巻」（明治一九～二〇年）

表表紙・裏表紙とも新聞紙（朝日新聞明治一五年三月一一日）、表表紙に「行政法　弐巻」と墨書、青一二行罫紙（桔梗屋）、一丁表冒頭に「行政法講義／法律学士　飯田宏作述」とあり、また、以下の講義回数・日付の記載がある。第一回・九月二八日、第二回・一〇月一日、第三回・一〇月四日、第四回・一〇月四日、第五回・一〇月八日、第六回・一〇月一一日、第七回・一〇月一三日、第八回・一〇月一五日、第九回・一〇月一八日、第一〇回・一〇月二〇日、第一一回・一〇月二二日、第一二回・一〇月二五日、第一三回・一〇月二七日、第一四回・日付記載なし、第一五回・一一月八日、第一六回・一一月一一日、第一七回・一一月一五日、第一八回・一一月一六日、第一九回・一一月一七日、第二〇回・一一月二六日、第二一回・一一月三〇日、第二二回・一二月二日、第二三回・一二月三日、第二四回・一二月七日、第二五回・一二月九日、第二六回・一二月一〇日、第二七回・一二月一五日、第二八回・一二月二二日、第二九回・一月一三日。

48

飯田宏作「訴訟法講義」（明治一九～二〇年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）を直接糸綴じ、一丁表冒頭に「訴訟法講義／法律学士　飯田宏作述」とあり、以下の講義回数・日付の記載がある。第一回・一一月一〇日、第二回・日付表記なし、第三回・一一月一七日、第四回・一一月一九日、第五回・一一月二四日、第六回・一二月一日、第七回・一二月六日、第八回・一二月九日、第九回・一二月一七日、第一〇回・一二月二四日、第一一回・一月一四日、第一二回・一月二一日。

49

〔飯田宏作〕「訴訟法講義・続」（明治二〇年）

表表紙・裏表紙なし、青一二行（上部余白）罫紙（版元表記なし）を直接糸綴じ、一丁表冒頭は文章の途中から始まる（「……ヲ許可ニ反シ」）。**48**の続き。以下の講義回数・日付の記載あり。第一五回・二月一二日、第一六回・二月一九日、第一七回・二月二六日、第一八回・三月五日、第一九回・三月一一日、第二〇回・三月一九日、第二一回・三月二七日、残部白紙。

50

〔飯田宏作〕「日本破産法」（明治二〇年？）

表表紙・裏表紙とも和紙厚紙化粧紙、表表紙に「日本／破産

法」の貼り込み、青一二行罫紙（版元表記なし）、一丁表冒頭に「破産法　総論」とあり、第一回〜第一一回の講義回数の記載があるが、いずれも日付の表記はない。講師の記載もないが、おそらく飯田宏作であろう。残部白紙。

51　判事登用試験及第証書

重岡薫五郎

判事登用試験及第ノ証トシテ
此証状ヲ授与ス
明治二十年七月十二日
判事登用試験委員長
東京控訴院長従四位勲三等　西成度　印
判事登用試験委員
検事　従五位勲五等　光妙寺三郎　印
司法書記官　従六位　井上正一　印
司法法参事官　従六位　熊野敏三　印
始審裁判所判事　正七位　柳田直平　印
司法省参事官　従七位　江木　衷　印
検事　従七位　飯田宏作　印

52　司法省法学校卒業証書

證
法学生徒
重岡薫五郎
法律学卒業
明治廿年十月六日
司法省

53　集合写真

総勢三〇名弱の集合写真（服装は洋装と和装が混在）。司法省法学校時代の写真か。

54　肖像写真

「内子町名所絵葉書」の封筒（明治二三年一一月三日消印、「父上様」「遅達」の墨書あり）に収められた四枚（**54・55・56・57**）の一。楕円の縁取りの中に、和装、上半身写真、裏面（朱地）には記載なし。四枚の中では、最も若い頃の写真に見える。

55　肖像写真

「内子町名所絵葉書」の封筒（明治二三年一一月三日消印、「父上様」「遅達」の墨書あり）に収められた四枚（**54・55・56・57**）の二。和装（正装）、椅子に着席した全身写真、裏面に「維時明治十九年二月廿日／写之者也／南海臥龍／重岡薫五郎」の墨書。東京大学法政学部別課法学科時代の写真。

56　肖像写真

「内子町名所絵葉書」の封筒（明治二三年一一月三日消印、「父上様」「遅達」の墨書あり）に収められた四枚（**54・55・56・57**）の三。洋装、上半身写真。裏面に写真館（鈴木真一／横浜真砂町／東京九段下）の印刷。司法省法学校時代の写真か。

57　肖像写真

「内子町名所絵葉書」の封筒（明治二三年一一月三日消印、「父上様」「遅達」の墨書あり）に収められた四枚（**54・55・56・57**）の四。洋装、上半身写真（服は**56**に同じ）、写真下部に裏面に《VILLEVIEILLE AIX (PROVINCE)》の印刷。裏面（赤地）に「明治貳拾参年十二月写之／子時貳拾七歳」の墨書。エクス大学留学時代の写真。

58
薫五郎書簡（日付なし）
〔封筒一〕重岡嘉平宛、東京本郷区・内田政吉方／重岡薫五郎。〔状九〕嘉平宛・和紙三枚に墨書、エイ宛・和紙六枚に墨書。司法省法学校時代のものか。

59
薫五郎書簡（明治二〇年一〇月七日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、父・母・義兄（加藤孫三郎）宛。司法省法学校を卒業した翌日に書かれたもの。翌八日のフランスへの出航を控え、同船者の情報や開催された壮行会の様子などを伝えている。また、判事試補を辞任したこと、留守中の家業のこと、渡仏後の予定についても報告している。

60
薫五郎書簡（明治二〇年一一月二日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、父・母・義兄宛。アデン港停泊中に書かれたものか。同港を経由しマルセイユ港には一一月一八～九日に到着予定であること、エクス大学入学に際してボアソナードからの推薦状を持参していることが記されている。

61
薫五郎書簡（明治二〇年一一月二六日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。マルセイユ港到着、同船者の大木逸太郎とともにレオン・デュリー宅の世話になっていること、留学先のエクスには日本人が二人おり、一人は元老院議官・靏田氏〔鶴田皓〕の子息〔長男・乙丑〕、もう一人が生原〔盛之〕という自身の旧友であることなどが記されている。

62
薫五郎書簡（明治二〇年一二月一〇日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、両親・義兄（加藤孫三郎）宛。エクス大学の学長に面会、入校を申し込み、本来は外国人の入校は困難である中、無事許可を得たことを報告。授業はフランス語で進むので聞き取りに苦労していること、神学校の寄宿舎に下宿しているため食事は安価で、寄宿舎つきの医者もいて非常に快適であることを伝える。

63
薫五郎書簡（明治二一年一月七日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。語学の上達や健康状態が良好であることを伝える。

64
薫五郎書簡（明治二一年一月二〇日）
〔封筒〕重岡嘉平宛。〔状〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。同級生にエジプト、ギリシャ、トルコからの留学生がいること、食生活の違い、世話人であるレオン・デュリーに良くしてもらっていることを伝えるもの。

65
武田利太郎書簡（明治二一年二月五日）
〔封筒一〕包み紙、武田利太郎発、薫五郎父・重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書。差出人の武田利太郎は薫五郎夫人・シカの兄弟。薫五郎のフランス留学に関するもの。

66
薫五郎書簡（明治二一年三月一〇日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。神学校内に下宿しており食事などが安価であること、月々にかかる経費などを伝えるもの。

67
薫五郎書簡（明治二一年三月一〇日）
〔封筒一〕加藤孫三郎宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書。農業の機械化、鉄道、牧畜などフランスで見聞したことについて伝えるもの。父・嘉平宛の書簡**66**に同封されていたものか。

68　薫五郎書簡（明治二一年四月三日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙一枚半に墨書、両親・義兄宛。エクス控訴院検事長・ボアサル氏と会食したこと、フランス政府には政党があること、フランスの気候と食事が合い、非常に健康であることを伝える。

69　薫五郎書簡（明治二一年四月一八日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。エクスはフランス国内でも物価が安いこと、内子の特産品である和紙と木蠟の海外需要について、和紙の需要はなく、木蠟は晒蠟をロウソクに使用するので需要があると伝えるもの。

70　薫五郎書簡（明治二一年五月四日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。法律学生の研究会に参加していることや、カトリックの習慣や日本の食生活との違いについて伝えるとともに、生家の家業について、手を広げることのないよう注意を促すもの。

71　薫五郎書簡（明治二一年五月二〇日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。日本のように毎日行水することはなく、小川に行って行水する等、フランスの習慣について伝えるもの。

72　薫五郎書簡（明治二一年六月一日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。毎月二度日本行きの船が出ていること、エクス在住の日本人留学生・神藤才一と生原盛之の経歴を伝え、大木逸太郎や鶴田乙丑については勉強することを好まない「ボッサン」と称している。

73　薫五郎書簡（明治二一年六月一五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。フランス・イタリア間の商法条約について異議が多いこと等の欧州情勢を伝えるほか、日本の産業の機械化が遅れていることを嘆く内容が記されている。

74　薫五郎書簡（明治二一年七月一四日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。一四日がフランスの独立記念日であること、世話人であるレオン・デュリーが日本政府よりマルセイユ港名誉領事に任命されたことを伝えるもの。

75　薫五郎書簡（明治二一年七月一四日）

〔封筒二〕重岡エイ宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書。自身の無事を伝えるとともに、内子に残した妻・シカの安産を喜び、母・エイへの感謝を伝えるもの。**74**に同封されていたものか。

76　薫五郎書簡（明治二一年八月一二日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状三〕青一三行罫紙三枚に墨書、両親・義兄宛。翌年のパリ万博を前にした職人たちのストライキの様子や生活文化の違いなど見聞したことを伝えるもの。

77　薫五郎書簡（明治二一年八月二五日）

〔封筒二〕重岡嘉平・加藤孫三郎宛。〔状三〕青一三行罫紙三枚に墨書、両親・義兄宛。フランス人の生活について、一般に日本人より水準が高いが、貧富の差が激しく乞食も多いなど見聞したことを伝えるもの。

78　薫五郎書簡（明治二一年一〇月六日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状三〕青一三行罫紙三枚に墨書、両親・

義兄宛。フランスの風習として女性を大切にし、教育を受けさせていること、新聞にブリュッセルにて女性が大学を卒業し法律博士となった記事が掲載されていたことなどを伝えるもの。

79
薫五郎書簡（明治二一年一〇月二〇日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。フランスの家屋が石造で冬場は各部屋に暖炉を設けていることや、畑作、食糧の輸入など見聞したことを伝えるもの。

80
薫五郎書簡（明治二一年一一月二日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。一〇月にフランスで大風雨があり、畑作に影響があったこと、ブレモンという同級生と懇意にしていること、故郷内子の改良半紙について、フランス人に見せたところ、巧妙なものであると感心されたがインク墨に合わないため便箋としての使用はできないと評されたことを伝えている。

81
薫五郎書簡（明治二一年一二月一日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙一枚半に墨書、両親・義兄宛。留学して一年。フランスの裁判制度や裁判所の総数が日本の数倍あること、裁判官には若年者が少なく経験と人物、技能が重視されていることなどを伝えるもの。

82
薫五郎書簡（明治二一年一二月一五日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。甥・信治郎の教育方針についての助言や、フランスで芝居見物をしたこと、西洋芝居には詩と歌があり日本の浄瑠璃に似ていることなどを伝えるもの。

83
薫五郎書簡（明治二一年一二月二七日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスのクリスマスの様子を伝えるとともに、出生月日の変更につき内子戸長・大宅氏への相談を依頼するもの。

84
薫五郎書簡（明治二二年一月二四日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状三〕青一三行罫紙一枚、赤一三行罫紙一枚半に墨書、両親・義兄宛。フランスに日本人留学生は少なく、またその中でも卒業して帰国する者は少ないとし、同時期にエクスに留学した日本人の近況について記している。神藤才一は、陸軍学校か軍隊への編入を望んでいたが、フランス政府がこれを厳禁としたため日本政府が働きかけていること、靄田〔鶴田皓〕の子息〔長男・乙丑〕は、大学入学に時間がかかり、帰国を考えていること、生原盛之は、卒業の目途がたたず、費用の関係で昨年末帰国、大木逸太郎は、語学が上達せず、法学の勉強が進まない中、病気にかかり、昨年一〇月に帰国したとある。一方、自身は、二年以内に卒業して帰国するつもりであると伝える。

85
集合写真
教授一名と学生六名の集合写真。東洋人は薫五郎のみ。

86
薫五郎書簡（明治二二年二月九日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスの郵便貯金制度や、政府がタバコ、マッチの製造者を制限し高値で売却して税収としているなど見聞したことを伝えるもの。

87
薫五郎書簡（明治二二年二月二三日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。日本で帝国憲法が発布されたことについて、日本の進歩

の最も著しい証拠であるとフランスの新聞も報じていること、関連して、パリ在住の全権公使田中不二麿より憲法発布の祝宴会への招待があったが旅費の捻出が難しく断念したことや、日本とフランスとの風土の違いなどを伝えるもの。

88

薫五郎書簡（明治二二年三月九日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。日本からフランスに渡る人が日々増えていることを喜ぶ一方、その目的が学問や視察ではなく旅行であることを国の富を減らすことになるのではないかと危惧している。その他、戸籍の年齢改正〔＝訂正〕届を出すことについて、新憲法で選挙資格が二五歳以上に与えられると見込んでのことであり、明治二三年に二五歳になるよう届けておき、本年中に卒業、帰国し、二三年の選挙に出馬する意向である旨を伝える。

89

薫五郎書簡（明治二二年三月二三日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。法律学生設立の研究会にてフランス語で日本の婚姻・相続・宗教などに関する演説を行って賞賛を得たこと、四月にも演説を依頼されており、日本の文学・教育・慣習を演題にする予定であること、また、戸籍の年齢改正〔訂正〕届の件について、帝国憲法の選挙資格が三〇歳以上となっている場合には届出は不要との意を伝えるもの。

90

薫五郎書簡（明治二二年四月七日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。年齢改正〔訂正〕届の提出について、新憲法下では選挙資格が三〇歳以上となっていることを確認したので必要なくなったとのこと、フランスで食される果物の多彩さや、花見の習慣がないことなどを伝える。

91

薫五郎書簡（明治二二年四月二一日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。一四日に二回目の演説を行い大変な好評を得たこと、マルセイユ日本領事館名誉領事のレオン・デュリーより領事館設立記念祝賀会に招待されており、一〇数名の近隣に在留する日本人が集まる予定であることなどを伝えるもの。

92

薫五郎書簡（明治二二年五月四日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。五日はフランス革命一〇〇周年のため大祭礼が行われ、翌六日にパリで万国博覧会の開会式があること、先日の祝賀会でマルセイユに三日間滞在したこと、内子出身で東京在住の武内常太郎に日本の新聞を送付してもらっていることなどを伝えるもの。

93

薫五郎書簡（明治二二年五月一九日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕赤一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。一〇〇年祭の日にカルノー大統領の暗殺未遂事件があったこと、万国博覧会が開幕し、日本からの見物客が多く、出品物が見事なものであるとの評判を伝える。また、自身は七月中旬の試験終了後に見物に行くつもりであること、おそらく及第できるであろうことなども記している。

94

薫五郎葉書（明治二二年六月一日）

〔葉書一〕重岡嘉平宛。試験勉強中であり、終了後はパリ万博の見物にいくこと、以前行った日本の事情に関する演説についてフランスの雑誌社から声をかけられたこと、記事が出次第、日本に送る旨を伝える。

95

薫五郎書簡（明治二二年六月一四日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕赤一三行罫紙一枚に墨書、両親・

義兄宛。六月九日にボアソナードがマルセイユ港に到着し、面会したこと、ボアソナードがドイツ・フランスへの留学生や視察目的の日本人商人ら約一五名を同伴していること、日本人は外国に不案内であるため広大な旅館や汽車の上等な席を手配しており無駄な浪費をしているように見える……などの見解を伝えるもの。

96 薫五郎書簡（明治二二年六月一四日）

〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕赤一三行罫紙一枚に墨書。妻子を気遣うとともに、年内に大学を卒業したいとの希望を記したもの。**95**に同封されていたものか。

97 薫五郎葉書（明治二二年七月一五日）

〔葉書一〕重岡嘉平宛。試験直前のため書簡が間遠になっていることを詫びるもの。

98 成績証明書

FACULTÉ DE DROIT D'AIX
CONCOURS DE 1889 (2ème ANNÉE)
2ème MENTION HONORABLE

La Faculté de Droit d'Aix,
Vu le Décret du 27 Décembre 1881, instituant un Concours entre les Élèves de *deuxième* année;
Vu le Rapport de la Commission chargée de l'examen des compositions de *Droit civil français*,
Vu sa Délibération en date du *18 juillet* 1889, approuvant les conclusions dudit Rapport;
Décerne une 2ème Mention honorable de *Droit civil français* à M. *Shigêôka, Cogoro*,
né à *Odzou (Japon)*, le *2 octbre* 1865,
étudiant de *deuxième* année.

Fait à Aix, le *18 juillet* 1889.

Le Doyen de la Faculté de Droit
[*signature*]
Approuvé:
Le Recteur de l'Académie d'Aix
[*signature*]

＊イタリック部分は手書

99 薫五郎書簡（明治二二年七月二七日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕赤一三行罫紙二枚に墨書、新聞記事一枚入、両親・義兄宛。試験に好成績で及第し、学位を許されたこと、学位証書は文部大臣より与えられるので一～二か月先になること、それまでは大学から借証書が発行されることを伝えるもの。また、大学で年一回開催される学術コンクールで二等になったこと、長い論文を提出しなければならないことから外国人には不利な中での受賞であり、教師にも称えられ、新聞にも掲載されたことも伝えている。

100 薫五郎書簡（明治二二年八月一〇日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。試験の結果が極上で学位証書を授与されたこと、学術コンクールでの受賞により大学内だけでなくエクス市街地にも自身の名が知られるようになった喜びを伝える。また、試験後はマルセイユに滞在し、海水浴をして精神の保養をしたこと、パリ万博見物の計画やパリの物価が非常に高いことなども記している。

101 薫五郎書簡（明治二二年九月九日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。パリ万博見物に出掛けたこと、エクスからパリまでは汽車で一昼夜かかったが、パリは世界一美麗な都で建築や公園など

が見事であったこと、博覧会場は広大で出品物も多く三～五日程度では見尽くせないほどだったことを伝える。日本からの重要な出品物は絹織物、生糸、陶器、製紙で評判は悪くないこと、一〇日間の滞在中に有栖川宮威仁親王夫妻、山県有朋内務大臣、元加賀藩主・前田利嗣（侯爵）夫妻、小沢武雄（男爵）陸軍中将らと面会したことも報告している。

102

バシュリエ・アン・ドロワ（法学士）学位記

RÉPUBLIQUE FRANÇAISE.

Diplôme de Bachelier en Droit.

Le Ministre d l'Instruction publiques,

Vu le Certificat d'aptitude au grade de Bachelier en Droit accordé, le *27 Juillet 1889* par les Professeurs de la Faculté de Droit d'*Aix*, Académie d'*Aix* au Sier *Shighéoka, Côgoro*, né à *Odzou Japon*, le *2 Octobre 1865*.

Vu l'approbation donnée à ce Certificat par le Recteur de ladite Académie:

Ratifiant le susdit Certificat,

Donne, par les présentes, audit Sieur *Shighéoka*, le Diplôme de Bachelier en Droit, pour en jouir avec les droits et prerogatives qui y sont attachés par les lois, décrets et règlements.

Fait à Paris, sous le Sceau du Ministère d l'Instruction publiques,

Le *4 Septemble 1889*　Le Ministre de l'Instruction publique

[*signature*]

Pour expedition conforme:

le Directeur de l'Enseihgnement Supérieur:

Le S. Chef du 1er Bureau,

[*signature*]

Signature de l'Impétrant:

[*signature*]

Délivré par le Recteur de l'Academie d'*Aix*

le *22 septembre 1889*

[*signature*]　n° *319*

＊イタリック部分は手書

103

薫五郎書簡（明治二二年九月二二日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。日本の新聞で熊本地方に大地震、大洪水があったことを知り、心配していること、フランスでは滅多に地震や悪病、洪水がなく、外国人から見ると日本は危険な国である旨が記されている。

104

薫五郎書簡（明治二二年一〇月五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。フランスの選挙で共和党が勝利したこと、万国博覧会が好評で共和政府の根を固くしたことを伝える。また、以前日本の事情について演説した際の内容の抜粋をパリの雑誌に掲載してもらったので同封している旨が記されている。

105

薫五郎葉書（明治二二年一〇月一九日）

〔葉書一〕重岡嘉平宛。日本の洪水の被害についてフランスの新聞にも大層なこととして掲載されていること、ボアソナードが近日中に日本に向けて出発の予定であり、面会の予定があることを伝えるもの。

106

薫五郎葉書（明治二二年一一月三日）

〔葉書一〕重岡嘉平宛。天長節の祝宴の案内があり、マルセイユのレオン・デュリーの許へ滞在している旨、近隣に在留する日本人十数名が集まり天皇陛下万歳を唱えていることを伝える。

107

薫五郎書簡（明治二二年一一月一五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。日本で起こった洪水・大風について案じ、喜多郡に被害がなかったことを確認するもの。日本で西洋品を珍重していることについて、日本の髪や衣服は立派なものであり、やみくもにこれを捨て、西洋風のものを取り入れるのは見苦しいとの意見を述べる。

108

薫五郎書簡（明治二二年一一月一五日）

〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書。内子出身の武内常太郎が、三年間の洋行を希望しており、助成金をもらえないか、との連絡があり断ったこと、内子に同様の問い合わせがあっても薫五郎に大金を送っているから、と断ってほしいとの要望を伝えるもの。**107**に同封されていたものか。

109

薫五郎書簡（明治二二年一一月二六日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。エクスに留学している日本人が自身を含めて四人おり、一人は松井という一九歳の少年で中学校に入っている。もう一人は鶴田〔皓〕元老院議官の子息〔長男・乙丑〕だが、不勉強のため試験に及第できなかった。以前から名前が出ている神藤才一は、国際問題により陸軍学校への入学が果たせず、法学に転向を考えているとの近況と、以前パリの雑誌に掲載された演説について、スイスの新聞社からも問い合わせがあり、再度演説をする際には内容を送ることになったことを伝えている。

110

薫五郎書簡（明治二二年一二月一五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。イタリア駐在公使・徳川篤敬侯爵（旧水戸藩主）の夫人と付き添いの者が帰国するのでマルセイユ港まで見送りに行き、公使と会食したこと、夫妻との付き合いがフランスに渡る際に同船だったのが始まりであること、エクスに東京始審裁判所判事の高木豊三が事務取調のために逗留することになり、会食したことなどを伝えている。

111

薫五郎書簡（明治二二年一二月一五日）

〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。予定していた修士号取得の目途がつき、都合次第で帰国が可能であるが、またとない機会なので十分に勉強したい旨を伝える。**110**に同封されていたものか。

112

薫五郎書簡（明治二三年一月一日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。一日も早く帰国したい旨とともに、商工業上で何か良い引き合いがないか探している旨を伝えるもの。

113

薫五郎書簡（明治二三年一月一〇日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。写真を同封したので見てほしい旨、欧州では熱病が流行しているが自分は罹患していないので心配ない旨を伝える。

114

リサンシエ・アン・ドロワ（法学修士）学位記

RÉPUBLIQUE FRANÇAISE.

Diplôme de Licencié en Droit.

Le Ministre d l'Instruction publiques,

Vu le Certificat d'aptitude au grade de Licencié en Droit accordé, le *14 novembre 1889* par les Professeurs de la Faculté de Droit d'*Aix*, Académie d'*Aix* au Sier *Shigêoka, Côgoro*, né à *Odzou Japon*, le *2 Octobre 1865*.

Vu l'approbation donnée à ce Certificat par le Recteur de ladite Académie:

Ratifiant le susdit Certificat,

Donne, par les présentes, audit Sieur *Shighéoka*, le Diplôme de Licencié en Droit, pour en jouir avec les droits et prerogatives qui y sont attachés par les lois, décrets et règlements.

Fait à Paris, sous le Sceau du Ministère d l'Instruction publiques,

Le *26 Décembre 1889*　　Ministre de l'Instruction publique

[*signature*]

Pour expedition conforme:

Le Directeur de l'Enseihgnement Supérieur:

[*signature*]

Délivré par le Recteur de l'Academie d'*Aix*

le *22 janvier 1890.*

[*signature*]　　n° *1338*

Signature de l'Impetrant:

[*signature*]

＊イタリック部分は手書

115

薫五郎書簡（明治二三年一月二四日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。インフルエンザが流行しており、フランス滞在中の日本人四九名中三名が罹患したものの全快したこと、オーストリア全権公使・戸田氏共伯爵から、同氏の一家と滞在中の日本人の多くが罹患したことを伝える書簡があったことを伝える。

116

薫五郎葉書（明治二三年二月五日）

〔葉書一〕重岡嘉平宛。インフルエンザが収束に向かっており、結局罹患しなかったこと、今年は寒さがさほどでもないことを伝えるもの。

117

薫五郎書簡（明治二三年二月二三日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。内子で鉱山経営が流行していることについて、大資本が必要な事業であり、小資本家が安易に手を出すべきではないとの見解を伝え、現在の家業を堅実に続けていくことをすすめるもの。

118

薫五郎書簡（明治二三年三月五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、両親・義兄宛。鉱山経営への参入を戒めるとともに、日本の地価の変動予測を伝えるもの。

119

薫五郎書簡（明治二三年三月二〇日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスの内閣総辞職、ドイツのビスマルクの辞意表明など欧州情勢を伝える。再び日本の法律上の景況、日本の開化進歩を演題に演説し、多くの拍手をもらうとともに、パリ・スイスの新聞社より依頼を受けて寄稿したことも記している。

120

薫五郎書簡（明治二三年三月二〇日）

〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕和紙一枚に墨書。家族の健康を心配するとともに、子どもの世話についての感謝を伝えるもの。**119**に同封されていたものか。

121

薫五郎書簡（明治二三年四月五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。日本での国会の開会の報を受け、喜多郡選出の議員選挙の様子を教えて欲しい旨、また、日本の国会はまだ不完全であり、立派なものができることは難しいとの見解を伝える。

122
薫五郎葉書（明治二三年四月一九日）
〔葉書一〕重岡嘉平宛。試験準備で忙しく、詳細な書面を書く暇がないことを詫びるもの。

123
薫五郎書簡（明治二三年五月三日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に墨書、両親・義兄宛。年末の試験に及第し、法律学士の学位を得たこと、大学の教師や日本公使・領事らから博士試験の受験を勧められ、第一回博士試験を受験、優等で及第したこと、法学博士となるのは一生涯の名誉であり、挑戦したいので、当初は本年中に帰国の予定だったが、数か月の延引を許して欲しいとの願いを伝える。日本で金融が逼迫し、株券・米価が下落していることにも言及している。

124
薫五郎書簡（明治二三年五月一五日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、端紙四枚。両親・義兄宛。第一回博士試験に極上で及第したことを報告するとともに、法学博士の免状を受けて帰国することの許可を求めるもの。異例の早さでの学位取得であり、大学の教師や日本領事にも説得を受け、費用が不足すれば司法省に請願して官費生となるようにとの話も出ている旨を伝える。また、故郷喜多郡の国会議員選挙に関する情報、選挙期間中の新聞を送ってほしい旨の依頼も行っている。

125
薫五郎書簡（明治二三年五月一五日）
〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕和紙一枚に墨書。博士の免状を取りたいとして、そのための留学期間の延長を願うもの。**123**に同封されていたものか。

126
薫五郎書簡（明治二三年六月一日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕、和紙一枚に墨書、両親・義兄宛。モンペリエ大学の六〇〇年祭に際して、エクス大学惣代として数名のフランス人とモンペリエに行き、大集会で演説、大観衆の賞賛を受け、日本人として名誉なことだったこと、さらに、翌日はフランス大統領に謁見、握手の栄誉に浴しただけでなく、夕食を共にする厚遇まで受けたことを伝えるもの。

127
薫五郎書簡（明治二三年六月一五日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、両親・義兄宛。日本で民法と訴訟法の二法律が布告されることについて、民法については研究の余地があり、遠からず布告される商法は家業に大きく関わるので研究しなければならないと述べるほか、日本で米価が騰貴、株券が下落している件についての私見、家業について自身の帰国までは他の商売に手を出すことなく手堅く続けてほしい旨などが記されている。

128
薫五郎書簡（明治二三年六月一五日）
〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕和紙一枚に墨書。内子に残した妻子を気遣うとともに、博士試験の進捗状況を報告している。**127**に同封されていたものか。

129
薫五郎書簡（明治二三年七月一二日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。独立記念日の祭典があり、近隣に住む日本人五～六名とマルセイユ港の日本領事館へ止宿していること、また、フランスでは物価が上昇し、飢餓に陥る者がある状況を伝える。

130
薫五郎書簡（明治二三年七月二六日）
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両

親・義兄宛。フランスでは米価が騰貴して窮民が増えていること、欧州では目下金価が下落、銀価が騰貴している状況を伝える。

131　薫五郎書簡（明治二三年七月二六日）

〔封筒一〕重岡エイ宛。〔状一〕和紙一枚に墨書、両親・義兄宛。第一期試験に及第したことを伝え、博士試験への挑戦を認めてくれるよう懇願するもの。**130**に同封されていたものか。

132　薫五郎書簡（明治二三年八月一〇日）

〔封筒〕なし。〔状二〕青一三行罫紙二枚に墨書、両親・義兄宛。暑気休暇中だが試験勉強中であること、通常三年かかる過程を二年で卒業し、一一月中に博士の第二回試験を受けるのは異例の早さであること、一日も早く帰国できるよう励んでいることを伝える。

133　薫五郎書簡（明治二三年八月二三日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。次回の試験は難関であること、ボアソナードから書簡があり、ぜひ博士免状を取得すべきと勧められ、学資金が厳しければ手当を用意すると後押しがあったことを伝えている。なお、リヨン大学に在学していた梅謙次郎が法律博士の学位を得て帰国したことにも言及している。

134　薫五郎書簡（明治二三年九月七日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。博士号取得のための滞在延引の許可を得たことに感謝するとともに、試験終了後は欧州諸国を見物して帰りたいとの希望を伝える。

135　薫五郎書簡（明治二三年九月一九日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。試験勉強中である旨、夏季休暇中、友人ブレモンの招待を受けて数日間別荘に滞在したことや、カトリックの神父の生活について見聞きしたことを伝える。

136　薫五郎書簡（明治二三年一〇月五日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状二〕青一三行罫紙一枚半に墨書、両親・義兄宛。フランスは気候が良く、市街が清潔であるため、流行病は少なく、フランス人は老齢でも心身ともに健康な人が多いことを伝えるもの。

137　薫五郎書簡（明治二三年一〇月二〇日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスの人口は日本より少ないこと、独身者に税金を課すなどの対策を講じているが、物価が高いため、結婚しても生活が成り立たないことから、子どもも少ないとの状況を伝える。

138　薫五郎書簡（明治二三年一一月一日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。日本での土地の買い入れについて、現在の日本では土地を珍重することが多いため、代金が高額とは感じないとする。

139　薫五郎葉書（明治二三年一一月一九日）

〔葉書一〕重岡嘉平宛。変わりなく過ごしていること、**138**で回答した土地の買い入れについて、詳細を教えて欲しいと伝えるもの。

140　薫五郎書簡（明治二三年一一月三〇日）

〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。日本での土地の買い入れについて、文明の進歩に伴って木材が必要になるであろうから山林を大切にする必要があること、現在フランスが不景気で貧富の差が激しいことなどを伝えるもの。

141 **薫五郎書簡（明治二三年一二月一九日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。必死に勉強しているが思うままにならないこと、外国から日本への帽子の輸出が多く、これを国内製造できれば国益になることなどを伝える。

142 **薫五郎書簡（明治二三年一二月二七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。フランスの住宅事情や、練炭の使用が危険であり、フランスではこれを用いた自殺が多いことなどを伝える。

143 **薫五郎書簡（明治二四年一月一〇日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。西洋のクリスマスの習慣について伝える。

144 **薫五郎書簡（明治二四年一月二四日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスは非常に寒く、貧窮民が難渋し、農業の害となっていること、これに対する国の支援策について伝える。

145 **薫五郎書簡（明治二四年二月七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスの貧富の差の激しさと、労働環境の改善に向けた動きについて書き記している。

146 **薫五郎書簡（明治二四年二月二二日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。当初の予定から遅れたが、一月二一日に第二回博士試験を受け、優等点で及第したこと、第三回目の試験もあるが心配はいらない旨が記されている。

147 **薫五郎書簡（明治二四年三月七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。第二回試験に及第したこと、パリで真宗の僧侶が仏衣で礼拝式を行い、三〇〇〇〇人あまりの見物人があったこと、フランスの宗教事情や食生活などについて伝えるもの。

148 **薫五郎書簡（明治二四年三月二一日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。フランスで博打が大流行していることと、これに対する政府の取り締まりについて記されている。

149 **薫五郎書簡（明治二四年四月三日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。フランスで日本品が珍重されており、高額で取引されていること、反対に日本で西洋品と珍重されているものが西洋人から見ると下等な粗造品であること等を伝える。

150 **薫五郎書簡（明治二四年四月一九日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。フランスの食文化について伝えるもの。

151 **薫五郎書簡（明治二四年五月一日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。エクス大学学長が肺病にかかった際に受けた最新の治療法について記されている。

152 **薫五郎書簡（明治二四年五月一七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。帰国の予定が延引していることを詫びるとともに、九月か一〇月に帰国の途につく予定である旨を伝える。

153 **薫五郎書簡（明治二四年五月二九日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。五月二二日に第三回博士試験を受け、最優等点にて及第した喜びを伝えるもの。七～八月に欧州北部を旅行し、一〇月頃帰国する予定を伝えている。

154 **薫五郎書簡（明治二四年六月一四日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。旅行の準備のため、英語、ドイツ語を学んでいる旨が記されている。

155 **薫五郎書簡（明治二四年六月二七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙一枚に墨書、両親・義兄宛。帰国に向けた準備のこと、二度とない機会であるため、色々と見物して帰りたいと思っているが、日本の家内で何かあれば出発を早めるとの旨を伝えている。

156 **薫五郎書簡（明治二四年七月一〇日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、両親・義兄宛。六月二日付の母・エイからの手紙が届き、帰国するようにとの内容だったことについて、すぐには帰れないため、委細を教えてほしいとの文面。

157 **薫五郎書簡（明治二四年七月一九日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、母・エイ宛。七月一七日差出の父・嘉平が病気であるため帰国せよとの電信を受け取ったが、次回の船の出港までに半月あるため、諸事心配をかけるが帰国までよろしく頼むとの内容。

158 **薫五郎書簡（明治二四年七月二三日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、母・エイ宛。父・嘉平の病状を心配し、船が取れ次第帰国する旨を伝えている。

159 **薫五郎書簡（明治二四年七月二七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙便箋一枚に万年筆書、母・エイ宛。ロンドンで投函されたもの。父・嘉平の病状を心配するとともに、目下帰国準備中である旨を伝えるもの。

160 **薫五郎書簡（明治二四年八月九日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙三枚に墨書、母・義兄宛。七月五日付の義兄からの書簡を読み、父の病状や医者の見立てを承知した旨を伝え、博士免状を受けとるには一一月一日に開かれる口頭試問を受けねばならず、このまま帰国すれば悔いが残るとの状況を説明。親不孝を詫びるとともに、周囲の説得もあり、本当に急遽帰国が必要な病状か電信で伝えてほしいとの文面。

161 **薫五郎書簡（明治二四年八月一二日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕青一三行罫紙二枚に墨書、母・義兄宛。念願であった免状取得のため一一月まで帰国を延期したい気持ちと、父の病状を心配し、すぐにも帰国したい気持ちの双方が記されている。電信での指示を願うもの。

162 **薫五郎書簡（明治二四年八月一七日）**
〔封筒一〕重岡嘉平宛。〔状一〕西洋紙一枚表裏に万年筆書、母・義兄宛。八月一五日に父・嘉平の病状の悪化を伝える報を受け、不孝を詫び父の看病を依頼するもの。二三日発の船便に乗船、神戸港への到着は九月三〇日から一〇月一二日の間、到着次第、内子へ向かう旨の予定を知らせている。本来なら博士号習得にあと三か月か

かかるところ、特別に免状を授与された旨も記されている。

163 不動産所有帳（明治二五年五月五日調）
表紙に「重岡薫五郎／不動産所有帳」とある。

164 法服
白の唐草模様のみが刺繍された弁護士用のもの。薫五郎がフランスより帰国してから弁護士業を開業していた時期〔明治二六年四月以降〕に使用したものと考えられる。

165 法服（冠）
同右。

166 法服（冠）
同右。

167 西園寺公望書簡（明治三一年一月三一日）扁額
西園寺公望から薫五郎に宛てた書簡を、後に表装したもの。

168 文官大礼服（上衣）
薫五郎が議員時代に着用していた文官大礼服一式。帽子、上衣、下衣、袴からなり、儀礼刀をつける。
大礼服とは明治初頭に導入され、その後、大日本帝国憲法発布に至る立憲君主制確立の過程で整備された、いわゆる「大日本帝国の服制」における最上級の正装。着用の機会は年朝拝、元始祭、新年宴会、伊勢両例祭、神武天皇即位日、神武天皇例祭、孝明天皇例祭、外国公使参朝の節とされる。

169 文官大礼服（下衣〔＝チョッキ〕）
同右。

170 文官大礼服（袴〔＝ズボン〕）
同右。

171 文官大礼服（帽）
同右。

172 文官大礼服（儀仗刀）
同右。

173 文官大礼服（剣釣）
同右。

174 招待状（明治三一年一〇月二八日）
〔封筒一〕宮内大臣発、外務省通商局長・重岡薫五郎宛。〔状一〕同年一一月三日宮中にて開催の天長節祝宴招待状。

175 招待状（明治三一年一一月一二日）
〔封筒一〕宮内大臣発、外務省通商局長・重岡薫五郎および夫人宛。〔状一〕同年一一月月一六日赤坂離宮御苑にて開催の観菊会招待状。

176 招待状（明治三一年一一月一六日）
〔封筒一〕宮内大臣発、衆議院議委員・重岡薫五郎宛。〔状一〕同年一一月月一八日大阪にて開催の宴会招待状。

177 第一三回帝国議会代議士名鑑（明治三一年一一月）
一枚。印刷所は昇栄堂。薫五郎の名は憲政党二六二名の中に記されており、肩書きは「通商局長　仏国法律博士」となっている。

178 集合写真
政友会代議士一九名の集合写真。写真館：丸木利陽（芝）。

179　招待状（明治三三年一〇月二七日）
〔封筒一〕宮内大臣発、文部省官房長・重岡薫五郎および夫人宛。〔状一〕一一月三日宮中にて開催の天長節祝宴招待状。

180　招待状（明治三三年一一月六日）
〔封筒一〕宮内大臣発、文部省官房長・重岡薫五郎および夫人宛。〔状一〕同年一一月月一二日赤坂離宮御苑にて開催の観菊会招待状。

181　招待状（明治三三年一二月二二日）
〔封筒一〕宮内大臣発、文部省官房長・重岡薫五郎宛。〔状一〕翌明治三四年一月月五日宮中にて開催の新年宴会招待状。

182　招待状（明治三四年二月二日）
〔封筒一〕宮内大臣発、文部省官房長・重岡薫五郎宛。〔状一〕同年二月一一日宮中にて開催の紀元節宴会招待状。

183　招待状（明治三四年四月一五日）
〔封筒一〕宮内大臣発、文部省官房長・重岡薫五郎および夫人宛。〔状一〕同年四月月一九日浜離宮御苑にて開催の観桜会招待状。

184　諸道具明細帳（明治三六年三月吉日）
堅帳一。重岡薫五郎作成のものか。

185　招待状（明治三六年一一月七日）
〔封筒一〕宮内大臣発、衆議院議員・重岡薫五郎宛。〔状一〕同年一一月一六日姫路にて開催の宴会招待状。

186　勲四等旭日小綬章（明治三九年四月一日）
勲章一・賞状一。賞勲局総裁。日露戦争の際の功による。

【没後資料】

187　長谷場純孝絵葉書（明治三九年九月一〇日）
〔葉書一〕ロンドンより、薫五郎の訃報を受けての悔状。

188　書籍寄贈礼状（明治三九年一一月一三日）
〔封筒一〕早稲田大学附属図書館発、重岡薫五郎遺族宛。〔状一・目録一〕薫五郎遺品の旧蔵書一四九冊の寄贈を受けた早稲田大学からの礼状（鳩山和夫校長名）。

189　政友会同志三一名贈呈文（明治四〇年三月三〇日）
西園寺公望ら政友会同志三一名発、薫五郎遺族宛。「重岡薫五郎肖像画」に添えて政友会の同志より重岡家に贈られたもの。その業績を称えるとともに、肖像画を贈るに至った経緯について記されている。時の内閣総理大臣・西園寺公望のほか、松田正久、原敬など錚々たる政治家三一名が名を連ねている。

190　重岡薫五郎肖像画（明治四〇年三月）
黒田清輝画、油彩、額装。薫五郎の早すぎる死を悼んだ政友会の同志三一名が黒田清輝に依頼し、その生前の姿を肖像画として残したもの（『重岡薫五郎小伝』所収の肖像写真194を用いて描かれている）。189とともに重岡家遺族に贈られた。

191　礼状（控）（明治四一年四月）
〔状一〕重岡忠三・重岡静発、西園寺公望ほか政友会同志宛。190の肖像画に対する礼状の控え。

192　日下恵帳（大正二年？）
明治三九年〜大正二年分。明治四〇年一月吉日の記載あり。裏表紙には重岡多賀とある。

193 **財産目録（大正三年？）**
作成者不明。明治三九年～大正三年分。

194 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版1（年代不明）**
『重岡薫五郎小伝』収録「重岡薫五郎肖像写真」ネガ一・ポジ一・銅板一。

195 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版2（年代不明）**
ネガ一・ポジ一。書籍では使用されなかった薫五郎の背広姿の肖像写真。

196 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版3（年代不明）**
『重岡薫五郎小伝』収録「重岡薫五郎筆跡（封筒）」ネガ一・ポジ一・銅板一。

197 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版4（年代不明）**
『重岡薫五郎小伝』収録「政友会同志三一名贈呈文」（189）ネガ一・ポジ一・銅板一。

198 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版5（年代不明）**
『重岡薫五郎小伝』収録「望月圭介書」、「野田卯太郎画賛」「ネガ一・ポジ一・銅板三。

199 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版6（年代不明）**
『重岡薫五郎小伝』収録「伊藤大八書」ネガ一・ポジ一・銅板一。

200 **『重岡薫五郎小伝』口絵写真原版7（年代不明）**
『重岡薫五郎小伝』収録「岡崎邦輔書」ネガ一・ポジ一。銅板一。

201 **「重岡薫五郎氏小伝略伝」（年代不明）**
佐野信次郎著。『重岡薫五郎小伝』元原稿。硯箱入一九点の一。

202 **「重岡薫五郎氏小伝」原稿（大正一一年頃）**
佐野信次郎著。『重岡薫五郎小伝』元原稿。硯箱入一九点の二。

203 **『重岡薫五郎小伝』原稿（昭和二九年）**
故佐野信次郎稿・佐伯秀雄編『重岡薫五郎小伝』原稿。硯箱入一九点の三。

204 **「重岡薫五郎さんの話」原稿（昭和二九年二月二三日）**
北川淳一郎著。『重岡薫五郎小伝』「小伝」部分の原稿。硯箱入一九点の四。

205 **議事録写「営業満期国立銀行処分法案ニ賛成ノ発言」「国立銀行条例中改正府立案ニ反対ノ発言」**
第二回議会明治二七年五月二八日議事録、第八回議会明治二八年一月二八日議事録。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の五。

206 **「明治二四年度総決算に就て」**
重岡薫五郎著・重岡忠三写。明治二八年二月二七日発行『自由党党報』より抜粋。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の六。

207 **「軍資基金の設置に就て」**
重岡薫五郎著・重岡忠三写。明治二八年四月二五日発行『自由党党報』より抜粋。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の七。

208 「干渉論」
重岡薫五郎著・重岡忠三写。明治二八年六月二六日発行『自由党党報』より抜粋。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の八。

209 「朝鮮事変に関する意見」
重岡薫五郎著・重岡忠三写。明治二八年一一月二五日発行『自由党党報』より抜粋。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の九。

210 議事録写「第一三回議会決議案説明　総決算・審査論」
第一三回議会明治三二年三月二日議事録。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一〇。

211 議事録写「庁政・財政整理に就て」「予算委員会」
第一七回議会明治三五年一二月一三日議事録、第二一回議会明治三七年一二月七日議事録。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一一。

212 質理写「別子銅山煙害事件に就て」
第一八回議会明治三六年六月一日議事録。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一二。

213 「第一三銀行へ六〇〇万円貸付ノ顛末」
明治三七年四月～一〇月。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一三。

214 議事録写「第一三〇銀行の救済処分について」
『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一四。

215 議事録写「戦時内閣とその職責」
第二一回議会明治三七年一二月七日議事録。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一五。

216 議事録速記録写「第二一回帝国議会衆議院予算委員会」
第二一回議会明治三七年一二月七日議事録。『重岡薫五郎小伝』「論文・速記録」部分の参考資料。硯箱入一九点の一六。

217 「重岡薫五郎氏の追悼と回想」
重岡忠三ほか著。『重岡薫五郎小伝』「追悼録」寄稿者の原稿をまとめたもの。硯箱入一九点の一七。

218 『重岡薫五郎小伝』原稿
『重岡薫五郎小伝』の「追悼録」部分に収録するため、各方面から集めた原稿を、重岡忠三が清書したものか。硯箱入一九点の一八。

219 『重岡薫五郎小伝』原稿
『重岡薫五郎小伝』原稿。「略歴」「略伝」「逸事」を綴ったもの。硯箱入一九点の一九。

220 重岡忠三『重岡薫五郎小伝――論文、速記録、追悼録、年譜』（昭和二九年）
非売品、昭和二九年九月二五日印刷、一〇月一日発行、発行者：松山市・重岡忠三、和装。はしがき（重岡忠三）、目次、図版五頁……①重岡薫五郎肖像写真一（194）、②筆蹟（母エイ宛手紙封筒一196）、③政友会同志三一名贈呈文写真189・197、④書画二（望月圭介・野田卯太郎198）、⑤墨蹟二（伊藤大八199・岡崎邦輔200）、本文九二頁……①「小伝（重岡薫五郎さんの話）」（北川淳一郎204）一頁、②「論文・速記録」（205～216）三三頁、③「追悼

録」（217～218）四九頁、④「年譜」（219）八九頁。

221 **水野国生礼状（昭和三〇年二月二二日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

222 **高橋龍太郎礼状（昭和三〇年三月六日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

223 **芳我保礼状（昭和三〇年三月二〇日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

224 **澤近長太郎礼状（昭和三〇年三月二一日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

225 **内子中学校礼状（昭和三〇年三月二五日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

226 **芳我吉右衛門礼状（昭和三〇年三月二六日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

227 **宮田茂穂礼状（昭和三〇年三月二八日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

228 **高畑幹生礼状（昭和三〇年三月二九日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

229 **澤近長太郎礼状（昭和三〇年三月二一日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

230 **加藤泰通礼状（昭和三〇年三月三一日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

231 **高畑誠一礼状（昭和三〇年四月一日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

232 **宮田計三礼状（昭和三〇年四月三日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状二〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

233 **小林信一礼状（昭和三〇年四月五日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

234 **芳我弥雄礼状（昭和三〇年四月六日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

235 **宇都宮孝平礼状（昭和三〇年四月一六日）**
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状三〕『重岡薫五郎小伝』献本に対す

る返礼状。

236　倉橋佐平礼状（昭和三〇年五月二八日）
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状三〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

237　倉橋佐平礼状（昭和三〇年六月二一日）
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状三〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

238　松山商科大学付属図書館礼状（昭和三〇年二月二四日）
〔封筒一〕重岡忠三宛、〔状一〕『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

239　小泉瀧蔵礼状（昭和三〇年三月二五日）
〔葉書一〕重岡忠三宛、『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

240　工学院大学高等学校（中野八十八）礼状（昭和三〇年三月三一日）
〔葉書一〕重岡忠三宛、『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

241　浅野幸三礼状（昭和三〇年四月一日）
〔葉書一〕重岡忠三宛、『重岡薫五郎小伝』献本に対する返礼状。

242　『重岡薫五郎小伝』出版関連記事（昭和三〇年五月）
『重岡薫五郎小伝』出版に関する記事。

243　西園寺公望書翰（年不明一月一一日）写
重岡忠三封筒入りの三通の一。（年不明）一月一一日付書翰（忠三氏が書写したものか）。

244　西園寺公望書翰（年不明一月二三日）写
重岡忠三封筒入りの三通の二。（年不明）一月三一日付書翰（忠三氏が書写したものか）。

245　西園寺公望書翰（年不明六月二九日）写
重岡忠三封筒入りの三通の三。（年不明）六月二九日付書翰（忠三氏が書写したものか）。

246　感謝状（昭和三三年一一月一〇日）
愛媛県郷土芸術館、愛媛県知事・久松定武、重岡忠三宛、重岡薫五郎「仏国民法」出陳への感謝状。

〈表2〉 重岡薫五郎略年譜・資料目録対照

年	年齢	月日	事項	資料目録番号
文久四年（一八六四）	〇歳	一月三日（二月一〇日）	愛媛県喜多郡内ノ子村（現・内子町）六日市の富裕な呉服商兼雑貨商・重岡嘉平とエイ夫婦の間の二男四女の第三子（二男）として出生。	
明治五年（一八七二）	六歳	八月二日	学制（太政官布告第二一四号）頒布。小学校下等科に入学？	
明治九年（一八七六）	一二歳		愛媛県変則中学（明治一一年愛媛県松山中学校に改称）に入学？	
明治一五年（一八八二）	一八歳		母方の従姉妹である武田シカ（後に静子と改名）と結婚。	
明治一六年（一八八三）	一九歳	八月	長男・淳一誕生。同年から翌明治一七年にかけて、宇和島、松山、大阪で法律を学ぶ。	1〜4
明治一七年（一八八四）	二〇歳	七月五日	東京大学法学部・別課法学科に入学（第二期生）。	5〜24・54・55
明治一九年（一八八六）	二二歳	四月一日	帝国大学令（三月二日勅令第三号）施行に伴い、別課法学科は司法省法学校（速成科）に編入される（移管生徒数四七名）。	25〜50・53・56
明治二〇年（一八八七）	二三歳	七月一二日 一〇月一日 六日 七日 一二日 一一月	臨時判事登用試験に合格。 判事試補に任ぜられ、松山始審裁判所詰となる。 司法省法学校卒業（速成科生徒一五一名に卒業証書授与）。 判事試補依願解職。 法律研究のためフランスへ出発。 エクス大学法学部に入学。	51 52 59 60〜61
明治二一年（一八八八）	二四歳	五月一六日	二男・健夫誕生。	62〜83
明治二二年	二五歳	七月一〇日	法学部学術コンクールに提出した懸賞論文で第二位を受賞。	84〜111

（一八八九）		九月　二二日	バシュリエ・アン・ドロワ（法学士）の学位取得。	
明治二三年（一八九〇）	二六歳	一月　二二日 四月	リサンシエ・アン・ドロワ（法学修士）の学位取得。 モンペリエ大学六〇〇年祭にエクス大学法学部総代として出席・演説。 カルノー大統領と握手を交わし、晩餐会に招かれる。	112〜142
明治二四年（一八九一）	二七歳	八月　二日 一〇月　一六日	ドクトール・アン・ドロワ（法学博士）の学位取得。 父・嘉平病没（享年五七歳）。 帰国。	143〜162
明治二五年（一八九二）	二八歳	二月　一五日 八月　二七日 一一月　一五日 一二月　一六日 一二日	第二回衆議院議員総選挙に立候補するも（愛媛三区・立憲自由党）落選。 第三高等中学校教務嘱託。 教務嘱託を免ぜられる。 第三高等中学校教授に任ぜられる。 正七位に叙せられる。	
明治二六年（一八九三）	二九歳	三月　三〇日 三一日 四月　一三日 八月 九月　二五日	第三高等中学校教授依願免本官。 第三高等中学校教務嘱託（月手当金九〇円）。 代言人免許取得。 大阪に居を移し、代言人事務を開始。第三高等中学校教務嘱託を免ぜられ、関西法律専門学校教授嘱託。 三男・忠三誕生。	165〜167
明治二七年（一八九四）	三〇歳	三月　一日 九月　一日	第三回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛三区・立憲自由党）当選。 第四回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛三区・立憲自由党）当選。	205
明治二八年（一八九五）	三一歳	四月 五月　一日	東京に居を移し、京橋区山下町一二番地に重岡法律事務所を開設。 法典調査会委員に任ぜられる。	205〜209
明治二九年（一八九六）	三二歳	三月　二九日 八月　一五日	第七回帝国議会の招集に際し、精励につき銀杯一組を下賜される。 長女・綾子誕生。	
明治三一年（一八九八）	三四歳	三月　一五日 六月　二九日 七月　一三日 八月　四日 一〇日	第五回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛三区・立憲自由党）当選。 法典調査会委員としての尽力に対し銀杯一組を下賜される。 外務省通商局長に任ぜられ、高等官二等に叙せられる。 正五位に叙せられる。 第六回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛三区・憲政党）当選。	168〜173・174〜176 177・178

		九月 二四日	布哇（ハワイ）移民送還に関する損害調査委員に任ぜられる。	
		五日	外務省文官普通試験委員長に任ぜられる。	
		二三日	文官高等試験臨時委員に任ぜられる。	
		一一月 二八日	外務省通商局長を依願免本官。	
明治三二年（一八九九）	三五歳	三月 一〇日	四男・勇誕生。	210
		四月 二五日	議院建築調査委員に任ぜられる。	
明治三三年（一九〇〇）	三六歳	一〇月 三〇日	文部省官房長に任ぜられ、高等官二等に叙せられる。	179〜181
		一二月 七日	文官普通懲戒委員に任ぜられる。	
		二四日	文部省所管事務政府委員に任ぜられる。	
明治三四年（一九〇一）	三七歳	四月 一六日	五男・敏雄誕生。	182〜183
		六月 五日	文部省官房長を依願免本官。	
明治三五年（一九〇二）	三八歳	三月 三一日	法典調査会委員を免ぜられる。	211
		八月 一〇日	第七回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛郡部四区・立憲政友会）当選。	
		九月 一三日	二男・健夫死去（享年一四歳）。	
		一二月 五日	六男・義雄誕生。	
明治三六年（一九〇三）	三九歳	三月 一日	第八回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛郡部三区・立憲政友会）当選。	185212
		五月 二一日	法典調査会委員としての尽力に対し銀杯一組を下賜される。	
明治三七年（一九〇四）	四〇歳	三月 一日	第九回衆議院議員総選挙に立候補し（愛媛郡部二区・立憲政友会）当選。	213〜216
		一三日	七男・清誕生。	
明治三八年（一九〇五）	四一歳	一一月	八男・貞三誕生。 胃癌のため東京帝国大学附属病院に入院、手術を受ける。 湘南・鵠沼海岸の東屋旅館にて静養するも、その後東京の自宅に戻る。	
明治三九年（一九〇六）	四二歳	四月 一日	日露戦争時の功により、勲四等旭日小綬賞を授けられる。	186
		五月	東京を引き払い、郷里にほど近い愛媛県・長浜の本橋旅館にて静養。	
		六月 初旬	内子へ帰郷。	
		二〇日	内子町立隔離病院に入院。	
		二一日	早朝、死去。	
		二三日	内子町・禅昌寺にて葬儀、法名・顕徳院文伯祐豊居士。	